

日南町告示第13号

令和3年第2回日南町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年2月24日

日南町長 中 村 英 明

記

招集年月日 令和3年3月2日

招集場所 日南町役場庁舎 議場

○開会日に応招した議員

大 西 保君
岡 本 健三君
櫃 田 洋一君
近 藤 仁志君
坪 倉 勝幸君

古 都 勝人君
荒 木 博君
岩 崎 昭男君
久 代 安敏君
山 本 芳昭君

○応招しなかった議員

な し

令和3年 第2回(定例)日南町議会会議録(第1日)

令和3年3月2日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和3年3月2日 午前9時20分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長施政方針説明
- 日程第4 議案第3号 工事請負契約の変更について(令和2年度 日南町TOWNS-
NET光化工事(第2期))
- 日程第5 議案第4号 工事請負契約の変更について(令和2年度 日南町TOWNS-
NET強じん化工事(第2期))
- 日程第6 議案第5号 日南町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の廃止につ
いて
- 日程第7 議案第6号 日南町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の廃
止について
- 日程第8 議案第7号 日南町職員定数条例の一部改正について
- 日程第9 議案第8号 日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
改正について
- 日程第10 議案第9号 日南町地域経済牽引事業の促進等に係る促進地域における固定資
産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第10号 日南町地方活力向上のための固定資産税の不均一課税に関する条
例の一部改正について
- 日程第12 議案第11号 日南町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 日南町介護保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 日南町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 日南町美術振興基金条例の制定について
- 日程第16 議案第15号 令和2年度日南町一般会計補正予算(第12号)
- 日程第17 議案第16号 令和2年度日南町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第18 議案第17号 令和2年度日南町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第19 議案第18号 令和2年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第20 議案第19号 令和2年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第21 議案第20号 令和2年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第22 議案第21号 令和2年度日南町簡易水道事業会計補正予算(第3号)

- 日程第23 議案第22号 令和2年度日南町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第24 議案第23号 令和2年度日南町病院事業会計補正予算(第5号)
- 日程第25 議案第24号 令和3年度日南町一般会計予算
- 日程第26 議案第25号 令和3年度日南町国民健康保険特別会計予算
- 日程第27 議案第26号 令和3年度日南町介護保険特別会計予算
- 日程第28 議案第27号 令和3年度日南町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第29 議案第28号 令和3年度日南町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第29号 令和3年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算
- 日程第31 議案第30号 令和3年度日南町簡易水道事業会計予算
- 日程第32 議案第31号 令和3年度日南町下水道事業会計予算
- 日程第33 議案第32号 令和3年度日南町病院事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長施政方針説明
- 日程第4 議案第3号 工事請負契約の変更について(令和2年度 日南町TOWNS-
NET光化工事(第2期))
- 日程第5 議案第4号 工事請負契約の変更について(令和2年度 日南町TOWNS-
NET強じん化工事(第2期))
- 日程第6 議案第5号 日南町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の廃止につ
いて
- 日程第7 議案第6号 日南町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の廃
止について
- 日程第8 議案第7号 日南町職員定数条例の一部改正について
- 日程第9 議案第8号 日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
改正について
- 日程第10 議案第9号 日南町地域経済牽引事業の促進等に係る促進地域における固定資
産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第10号 日南町地方活力向上のための固定資産税の不均一課税に関する条
例の一部改正について
- 日程第12 議案第11号 日南町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 日南町介護保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 日南町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 日南町美術振興基金条例の制定について
- 日程第16 議案第15号 令和2年度日南町一般会計補正予算(第12号)

日程第17	議案第16号	令和2年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
日程第18	議案第17号	令和2年度日南町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第19	議案第18号	令和2年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
日程第20	議案第19号	令和2年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第21	議案第20号	令和2年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計補正予算（第1号）
日程第22	議案第21号	令和2年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
日程第23	議案第22号	令和2年度日南町下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第24	議案第23号	令和2年度日南町病院事業会計補正予算（第5号）
日程第25	議案第24号	令和3年度日南町一般会計予算
日程第26	議案第25号	令和3年度日南町国民健康保険特別会計予算
日程第27	議案第26号	令和3年度日南町介護保険特別会計予算
日程第28	議案第27号	令和3年度日南町介護サービス事業特別会計予算
日程第29	議案第28号	令和3年度日南町後期高齢者医療特別会計予算
日程第30	議案第29号	令和3年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算
日程第31	議案第30号	令和3年度日南町簡易水道事業会計予算
日程第32	議案第31号	令和3年度日南町下水道事業会計予算
日程第33	議案第32号	令和3年度日南町病院事業会計予算

出席議員（10名）

1番	大西保君	2番	古都勝人君
3番	岡本健三君	4番	荒木博君
5番	櫃田洋一君	6番	岩崎昭男君
7番	近藤仁志君	8番	久代安敏君
9番	坪倉勝幸君	10番	山本芳昭君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 花倉幸江君 書記 …………… 花倉順也君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 中村英明君 副町長 …………… 丸山悟君
 教育長 …………… 伊田典穂君 総務課長 …………… 木下順久君

企画課長	……………	實 延 太 郎君	建設課長	……………	財 原 積君
住民課長	……………	淺 田 雅 史君	農林課長	……………	坂 本 文 彦君
福祉保健課長	……………	渡 邊 輝 紀君	教育次長	……………	村 上 伴 樹君
会計管理者	……………	長 崎 み よ君	保育園長	……………	段 塚 直 哉君
農業委員会事務局長		松 本 道 博君	病院事業管理者	………	中 曾 森 政君
病院事務部長	……………	福 家 寿 樹君			

午前9時20分開会

○議長（山本 芳昭君） ただいまの出席は10名です。定足数に達していますので、令和3年第2回日南町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

タブレットの令和3年第2回定例会フォルダの報告書ファイルをお開きください。

地方自治法第121条の規定により、定例会に出席を求めた者は1ページのとおりです。

本町の監査委員から、令和3年2月17日付で、地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。2ページから12ページのとおり報告します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山本 芳昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、日南町議会会議規則第125条の規定により、議長において、8番、久代安敏議員、9番、坪倉勝幸議員の2名を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（山本 芳昭君） タブレットの会期日程ファイルをお開きください。

日程第2、会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、さきに議会運営委員会に諮問し、答申を得ていますが、その会期は本日3月2日から3月24日までの23日間です。

お諮りします。今期定例会の会期は、議会運営委員会の答申のとおり、本日3月2日から3月24日までの23日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月24日までの23日間に決定しました。

つきましては、今期定例会の運営について、格別の御協力をお願いいたします。

日程第3 町長施政方針説明

○議長（山本 芳昭君） タブレットの町長施政方針ファイルをお開きください。

日程第3、令和3年度町長施政方針について、中村町長より説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 令和3年度町長施政方針の説明をさせていただきます。

初めに、平成30年に町の行政を預かり、私の任期も折り返し地点を迎えました。特に昨年は、新型コロナウイルス感染防止対策や経済対策に明け暮れた1年でありました。外出自粛等により、様々な業種の企業経営に大きな影響をもたらすとともに、8万人を超える解雇による雇用の悪化など、甚大な経済への影響が続いております。一方では、オンライン会議・授業やテレワークが進み、新たな生活様式への動きも体験しました。

令和の時代となりましたが、日本人は相対的に貧しくなっているとされる中、新型コロナウイルスの影響で、ますます将来の見通しが立たない我が国です。国政においては、生産性の向上と働き方改革、デジタル化、グリーン化を軸に推進されるものと考えております。地方におきましては、引き続き地方創生を取組の中心に据えた政策となりますが、コロナ感染症の影響により企業の経営や雇用の悪化が顕著であり、今後、情勢の変化を捉えながら未来予想図を持ち、日南町を堅実に次世代につなぐという覚悟を持って町政運営に取り組んでいきます。

日南町において令和2年度は、第6次総合計画、また第2期総合戦略、そして行財政改革実施計画という主要な3つの計画がスタートしております。また、農業の将来像や教育の在り方を検討していただくお願いや、公共交通の実証運行、地域におきましては、まちづくり協議会に5か年計画を策定していただくなど、それぞれの事業をより実践的に推進するために議論を進めていただいた年であったと思います。令和の3年度は、この議論の結果をアクションプランの段階にステップアップしていきます。

また、昨年は国勢調査の年でもありました。町の人口は、地方交付税の算定基準にもなる重要な数値であり、現時点で4,200人前後と推測しております。前回の平成27年は4,765人でした。令和3年度の普通交付税は10年前と比較すると5億円余り、昨年度からは1億3,000万円ほどの減額と試算しております。予算規模の縮小は避けられませんが、優先順位をつけながらも生産性の向上や効果的な予算配分を目指すとともに、自立に向けた健全な財政運営に努めていきます。

さらには、第5期となる過疎法が今通常国会で3月中には制定される見込みであり、本町にとっての命綱が継続されることに安堵しております。引き続き地方創生の一層の推進とSDGsの目標達成に向けた事業推進、総合戦略目標達成に向けて努力し、可能な限り住み慣れた地域で豊かに暮らし続けられる、縮みながらも成長するモデルになるよう、まちづくりに邁進します。

国内におきましては、依然として人口の少子化、高齢化、東京一極集中と財政逼迫等が続き、構造的な労働力不足は2030年には644万人とも言われております。さら

には、近年、気候変動により甚大な災害が続いており、全国各地で風水害が猛威を振っています。地震なども含め、日本列島は災害と常に隣り合わせです。防災は備えが重要であり、地域のコミュニティの力を大切にしながら対策を推進していきます。

昨年9月には、菅政権が発足し、新たにデジタル化や2050年温室効果ガス実質ゼロ宣言等が打ち出されました。デジタル化については、世界に立ち後れている分野で、本町も積極的に推進していきたいというふうに考えております。行政のデジタル化を進め、地方自治体の情報システムの標準化や統一による行政サービスの向上に努めます。あわせて、マイナンバー制度の利便性向上も順次図られることから、引き続き町民の取得推進に努力してまいりたいというふうに思います。

また、温室効果ガス実質ゼロ対策につきましては、2050年までに脱炭素社会実現へ国全体で取り組む姿勢が示されており、様々な分野において、これからグリーン成長戦略を通して本格的に動き出すこととなります。鳥取県は昨年1月に、2050年に温室効果ガス排出実質ゼロを目指すと宣言しました。県内の市町村では、北栄町と南部町が宣言をしております。聞くところによりますと、米子市も2月に行われたというような情報もお聞きしてるところでございます。

日南町では、平成18年に日南町環境基本条例を制定。日南町環境基本計画、日南町環境実行計画、日南町地球温暖化防止実行計画、事務事業編ですが、を通して進めておりましたが、改めて、日南町は温室効果ガス排出ゼロを目指す自治体として、ここに宣言をいたします。町内の二酸化炭素森林吸収量は、令和元年度で11.1万トン、CO₂ベースですが、に対して、温室効果ガス排出量は平成29年度で約4万トンであり、既に吸収優位な状況です。今後大事なものは、排出ガスの軽減行動とともに、森林の持つCO₂吸収量をさらに伸ばしていくことであり、このことは森林を多く保有する地方に課せられた役割であると考えております。今年度1年間かけて既存の計画を含めて見直しを行い、実施可能な計画、仮称ですがグリーンDream計画づくりをしていきたいというふうに思います。

そして、現在重要なのが、新型コロナウイルス感染症予防のワクチン接種です。町民の皆様には接種に関する情報を分かりやすく発信していきます。ワクチン接種は、感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らす有効な手段であると思っております。町民の皆様には、一人でも多くの方にワクチン接種をしていただきますようお願いを申し上げます。アフターコロナと言われるようになるには、もう少し時間がかかると予想しております。多くの人に御協力をいただくことが早期終息につながるもので、引き続き感染予防意識を持っての行動を継続していただきますようお願い申し上げます。

令和3年度の予算編成でございますが、激動の平成が終わり、令和という新しい時代がスタートしました。2065年には日本の高齢化率は38.4%になると推計され、少子化も進みます。団塊の世代200万人に対して、新成人は100万人、最近の出生者

数は約 85 万人と構造的に労働力不足の社会となります。日本の国民 1 人当たりの労働生産性は世界で 37 位で、主要先進国の中で最下位と言われ、非正規雇用者は 2019 年では 38.3%と 20 年前に比べ約倍増しています。

こうした国内社会にあって、これまでの日南町は、日本の 30 年先に行く町という認識の下、現状分析と施策の選択と集中で、持続可能な町政運営を目指すべく、事業構築を行ってまいりました。ちなみに、おおむね 10 年間の動きですけれども、工業の出荷額は現在 15 億 8,600 万円と 3 倍の伸び、町民税は 820 万円の増、商業販売額は 2 億 3,800 万円の増。一方、国勢調査による人口は、27 年は 695 人の減で、今回は 600 人弱の減と思われます。普通交付税は約 5 億円の減となっており、今後、特に昨年の国勢調査結果によります普通交付税への影響は大きいと考えております。予算規模適正化への必要性を強く感じております。このような中、各種計画や施策・事業を着実に成果へとつなげていくためには、町民ニーズの的確な把握と財源確保の上で効率的な事業執行が求められております。また、今後、公共インフラの維持・更新等も大きな財政負担となることを視野に入れなくてはなりません。

令和 3 年度の予算編成に向けた町長示達事項として、地方創生の一層の推進、SDGs の目標と達成のための推進、事業の効率化・スリム化・AI や ICT の活用などを柱として予算編成を行いました。令和 3 年度の一般会計当初予算額は、対前年度比で 2 億 1,650 万円、3.2%の減の 64 億 8,549 万円となりました。

主な歳入では、町税や繰入金、財産収入、寄附金などの自主財源が 13 億 7,442 万円と全体の 21.1%です。地方交付税は、昨年より 4.6%減の 27 億 2,000 万円を見込んでおります。町債は 7 億 210 万円を見込んでおるところです。また、地方創生臨時交付金の第 3 次分 1 億 725 万円を、コロナの経済対策等として予算の財源として計上しております。

歳出のほうですが、そのうちの主要事業は、庁舎の空調設備の改修費 1 億 8,203 万円、電算管理としまして分散執務・デジタル化の事業で 4,668 万円、キャッシュレスシステムの導入及び促進事業費に 2,320 万円、コンビニ収納システム改修費に 1,986 万円、清掃センターの改修費が 2,659 万円、国土調査事業が 1 億 5,349 万円、林道新設改良事業に 1 億 3,858 万円、町道新設改良事業に 1 億 1,826 万円、治山事業に 6,680 万円等を予定しております。財源不足に対応するため、財政調整基金より 1 億 8,628 万円と、公共施設等の建設基金から 1 億 2,443 万円を繰り入れることとしております。

また、国民健康保険の会計など、特別会計の予算総額は 16 億 9,848 万円で、対前年度比 6,645 万円、3.8%の減額となっております。企業会計であります簡易水道事業会計及び下水道事業会計、病院事業会計の予算総額は 17 億 7,634 万円で、対前年度比の 12.2%の減額となっております。

この結果、全会計の総額ですが、99 億 6,032 万円で、対前年度比 5%の減額とな

っております。

町政運営の基本方針でございますが、住んでいる町民が豊かさを感じ、誇れるまちづくりに向けて、引き続き、「産業振興＝しごと」、それと「町民が安心して暮らせる健康なまちづくり＝まち」、「心豊かに生きる協働のまちづくり＝ひと」を町政の柱として進めていきます。そして、SDGs 開発目標の推進と脱炭素社会への参画等、様々な分野でのビジョンづくりと実践に向けて、縮みながらも成長するまちづくりを目指し、次世代につなげていきます。

最初の産業振興（しごと）でございますが、日南町の産業基盤は、第一次産業の農林業であります。

農業分野では、現在、農業者の高齢化や認定農業者、農業法人といった担い手への集約化が進んでいます。今後この傾向がさらに進むと思われることから、農家の所得向上と担い手確保を図っていかねば地域が成り立たないという思いから、昨年10年先を見据えた農業の将来ビジョンの検討をお願いしましたところ、農業委員会において、10年後の日南町農業を考える会を立ち上げられ、将来展望をまとめていただきました。大きな課題ではありますが、答申いただいた内容を尊重し、できるところから進めていきます。例えば、生産者の方や関係機関との懇談の場を設け、地域の声を皆様と共有しながら施策に生かせるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

世界的に見れば農業は成長産業ですが、小規模・個人で経営するという前提での成長は困難です。日南町の食料自給率は、ある統計では29.6%と言われております。農業を基幹産業とする町の役割として、経営農地の維持及び経営の効率化を目標に掲げていきます。

担い手としての農業研修生の採用の見込み状況でございますが、現時点では3名を予定しています。いずれの方も鳥取県立農業大学校の卒業見込み者であります。これまでになかった新たな流れが構築でき、今後も続くようにしっかりと研修生を育てていきます。

令和3年度は、がんばる農家プラン補助金の件数増のほか、補助事業の見直しとして、米の検査料助成につきまして、所期の目的が達成したものと考え、廃止させていただきますが、新たに収入保険制度加入に助成を行い、農業経営の持続を支援します。また、野菜苗等の支援策は当面継続します。

続いて、林業分野ですが、昨年、日南大建株式会社の防菌防蟻処理加工施設が稼働しました。今後、不燃加工施設やDWファイバー施設が計画されていますので、着実な進捗を望むものでございます。林野庁は、間伐促進特別措置法の10年間の延長の方針を打ち出し、また、鳥取県におきましても素材生産量の拡大を目指しており、町としても引き続き成長産業として間伐や皆伐再生林を推進していきます。

近年、県内での苗木生産量不足の状況に鑑み、町内でコンテナ苗木生産計画があり、安定した苗木の確保と再生林の動きを加速させることにより、森林の二酸化炭素吸収機

能の向上に貢献できるものと期待をし、支援していきます。

担い手の状況でございますが、林業アカデミーでは、現在、2期生7人中4人が町内企業等に就職あるいは定住の見込みでございます。この春の入学は現在13人を内定しており、少しずつではございますが、学校の存在と魅力が広域的に理解されてきたものと感じております。この春の特徴としましては、高校の新卒者の内定者が増え、高等学校からの進路としても浸透してきました。しっかりと指導し、今後の安定した学校運営と林業の担い手の育成につなげていきます。

続きまして、町民が安心して暮らせる健康なまちづくり（まち）でございますが、第2の柱です。各ライフステージにおきまして、町民の皆様が明るく健康な生活が送れる環境が重要です。がん検診や一般検診も、新型コロナウイルス感染症の関係で受診を控える状況にありますが、人生100歳時代と言われる今日にあって、基本は健康を保ち生活することが重要ですので、本年度も受診向上の目標に向かってしっかりと取り組みます。

医療分野ですが、現在、経営コンサルタントと一緒に、日南病院のあるべき姿について検討を進めております。1月末に検討の結果の報告を受けました。当面の課題であります2023年度末の介護療養病床廃止に向けての病床転換をはじめとしまして、西部圏域での地域連携の在り方や経営戦略についてプロジェクト組織を立ち上げ、鋭意進めています。転換の方向性として、地域包括ケア病床を14床から4床程度増床し、療養病床は全て短期入所機能を持つ医療療養病床40床に病床転換する予定でございます。

また、令和3年度は、医療職3名の新規採用を予定しております。現状の偏った年齢構成を修復して、継続できる体制構築に向けて計画的に採用していきます。

令和3年度は新型コロナウイルスワクチンの集団接種医療機関としての役割を担い、病院職員はもとより役場職員も連携・協力して、安全でスムーズなワクチン接種に向けてしっかりと準備を進めるとともに、一人でも多くの町民の皆さんに接種していただくよう尽力をしていきます。

また、引き続き病院だよりの発刊等、町民との情報共有を図ってまいります。

介護分野におきましても、日南福祉会において経営コンサルタントを活用し、課題の明確化と職員の相互理解の中で改革が着実に進められ、その結果として、現時点においてですが、令和2年度の決算は施設使用料を免除した上で黒字が見込まれると聞いております。あかり広場が運営する有料老人ホームも9人の定員が満床となり、長期的視点の中で、安心・安全のため、元気なうちに住み替えができる環境づくりが必要と考えております。医療・介護サービスの提供はどの時代になっても必要ですし、かつ町内で提供できることが重要であり、継続に向けて行政も必要な支援を行ってまいります。

この春に向けた第8期日南町の介護保険料について、協議会のほうで協議していただきました。基準額の5,700円は据置きとしますが、一部の区分において率変更を予定

しております。また、国民健康保険税も据え置きたいというふうに思っています。

2か年にわたり整備してきました日南町のタウンズネット光化事業ですが、3月には、ほぼ全世帯の切替え工事が終了いたします。住民の皆様には、御協力をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。今後は、光通信網を活用した行政サービスが持続可能なまちづくりを進める上で重要になってまいります。Society 5.0 社会実現のため、既存の行政サービスとインターネットをつなぎ、課題解決を行ってまいりたいと考えております。

令和3年度、情報化の一環として、町内で展開するキャッシュレス化システムを導入し、現在、商工会等が導入されておりますポイント制度も統合した地域ポイント、いわゆる地域通貨ですが、その仕組みを構築しまして、町内の経済循環の活性化につなげていくことを目的に推進してまいります。

町内の各地域のまちづくり協議会でございますが、現在、町内の全7地域で、令和3年度からの5か年計画を作成していただいております。まちづくり懇談会の意見交換の中でも、人口減少による集落の生活支援機能の低下や組織の維持力低下を危惧される声が大きくなったと感じております。今後、町財政も厳しさを増す中、地域の暮らしを支える住民共助の仕組みづくりと地域運営組織への支援の在り方など課題と捉えております。意見にも出ておりましたけれども、地域おこし協力隊制度の活用を検討したいと考えており、そこには地域の中での役割を明確にしていくということが必要であり、地域での議論をお願いするところでございます。

道路整備につきましては、引き続き国土交通省の地域高規格道路の江府三次線の鍵掛峠道路の早期の完成、鳥取県事業の国道改良としまして、河上バイパスの第2期工事の完成と福長及び宮内バイパス事業の推進を要望していきます。町の関係では、国土調査事業や林道船通山線の落石対策事業、林道内方線の開設、町道の生山印賀線・大菅阿毘緑線の道路の新設改良事業などの事業推進を図ってまいります。

また、子育て世代からの要望の多い公園の環境整備事業として、菅沢のちびっこ公園の一部を改修し、親子等で楽しい時間が過ごせる場づくりに取り組みたいと思います。

消防と防災関連につきましては、自衛消防用の可搬消防ポンプ2台、河上と神福下の更新をするなど、地域コミュニティの力を大切にしながら、防災への備えを進めていきます。また、除雪機の導入補助制度も3年目の最終年度となりますので、地域への周知を図ってまいります。

ふるさと納税のほうですが、現時点で件数的には約900件、金額ベースですが、2500万円程度と、昨年度比で約3倍の伸びを示しております。自主財源が乏しい本町ですので、試行錯誤を重ねながら、引き続き寄附の増額に努力します。具体的には、令和2年度から取組を始めました企業版のふるさと納税の契約の獲得であり、また、個人向けにつきましては、返礼品の魅力向上や申込みサイトの充実などに引き続き注力し、令和3年度には6,000万円の目標額を設定しました。

最近、個人や町内の企業の皆様から、町内に住まいを求めてもなかなか良い物件がないという声をいただいております。農・林業の町内就職者をはじめ、様々な業種で転入がある中で、住まいに関して需要と供給が整っていません。供給に多少の余裕がなければ安定した定住につながりませんので、住まいの確保にも力を入れてまいりたいというふうに思います。

第3の柱であります「ひと」についてでございますが、鳥取県の市町村別の社会動態の調査結果によりますと、令和2年中の社会動態は、県全体では894人の社会減となっております。特徴的な点では、市では県外への転出超過、県内移動は横ばい傾向が見られます。町村では県内市部への転出超過傾向が顕著で、西部では米子市に近隣の町村から移動してる状況です。また、鳥取市から米子市への移動が大きな数値となっております。日南町におきましては、1年間で11人の社会減と、健闘してるというふうに思っておりますが、女性の転出が多いという傾向でございます。県全体で社会増につながる連携した取組と、その中で選択してもらえらるまちづくりが求められております。令和3年度は、既存の青年結婚・UIターンの促進事業の各種補助金の拡充を行います。一人でも多くの移住・定住につながることを狙うとともに、多様な移住ニーズにお応えするための住まいに関連しての空き家の活用、あるいは就労、移住・定住、地域おこし協力隊等の体制を見直し、人口の増加を図っていきます。

昨年、日南町の子供の教育の在り方検討会を設けて、15人の委員の皆様を検討していただき、大きく4つの項目で答申がありました。1つ目は、ゼロ歳から18歳までの教育内容の充実に向けたオール日南の協働的教育環境。2つ目は、日南町の人づくりの基礎となる保育園、小学校、中学校の一貫教育システムの在り方。3つ目は、持続可能なふるさと日南をつくるゼロ歳からのカリキュラムの在り方。最後ですが、答申内容の実現と課題であります。5回の会議の中で、矢部委員長を中心に精力的に意見交換がなされ、未来志向というスタンスでの提言となったことに、心からお礼と感謝を申し上げます。これからは、具体的なアクションプランをつくり、着実な推進が求められます。新たな学校づくりを自分たちで行うという気概を持ち、日南町の未来を担う子供たちをしっかりと見守り育てていく、そして、町の全ての人がそれに関わっていく社会の構築が重要であります。人間は生まれ育った土地に愛着があります。委員長からは、答申の中で、大都会の空を目指すのではなく、日南の空を目指す子供たちにとことで育ってほしいというコメントをいただきました。教育はすぐに答えが出る分野ではありませんので、長期的な視点での御理解と御協力をお願いします。

令和3年度の動きとしましては、4月から保育園を教育委員会所管とし、小・中学校教員と保育士のコミュニケーションの構築や、保・小・中の連携の中で学びのカリキュラムづくりなどを行いまして、令和4年度には幼保型の認定こども園の開設を目指していきます。また、小学校に特別支援教育支援員を1名増員して、指導体制の強化を図り、学ぶ環境の充実に努めてまいりたいと思っております。また、答申にもありましたコミュニ

ティ・スクールの開設につきまして、令和4年1月を目指しており、学校の課題に対して学校と地域住民が協議する仕組みづくりを進めます。そして、学校現場の働き方改革の1つとして、中学校での部活動の支援に部活動指導員と外部指導者を各1名採用してまいります。ソフトテニス部を想定していますが、人的体制が整えば、現場と協議の上、拡大していきたいというふうに思っております。

本年2月にソフトバンク社のペッパー君が小学校に入学しました。学校のICT教育やプログラミング教育の進展につながるように、そして、子供たちの学びの意欲につながるよう支援していきます。子供たちの基礎学力はとても大事です。相手を思いやる心も大事です。そして、これからは考える力も重要になってきます。社会教育は、ふるさと教育などにも力を入れ、オール日南で、日南大学構想を目標とするとともに、大人の学びにもつなげていくように尽力していきます。

地域おこし協力隊についてでございますが、総務省は令和6年度に8,000人という目標を掲げ、地域おこし協力隊インターンや地域活性化企業人、そういう制度の創設など、新たな施策が盛り込まれました。コロナ禍による優秀な企業人材の活用につながる可能性があります。様々な分野の中での人材確保について前向きに推進していきます。

結びにですが、今やるべきことは新型コロナウイルスの災禍が早期に終息し、行動に制限のない暮らしや生活を取り戻すことです。この感染症は、病気そのものだけではなく、経済・産業への打撃、教育や福祉、人権問題など幅広く多くの不幸を生み出しています。一方で、感染対策として、オンライン会議や授業、テレワークにより従来の働き方が見直され、新しい生活様式として根づいていくのではないかと考えております。そのことは東京一極集中から田園回帰という現象につながるとも考えられます。こうした地方への人の流れをつかむため、町全体で新たな施策を構築する必要があります。

考える力、探求する力、問いを立てる力が問われてきます。人口減少時代となり、少子化、担い手不足、労働力不足という大きな局面を迎えております。時代に合わせた様々な分野での見直しが必要となりました。町民の皆様と力を合わせて4,400人余りの日南町民が豊かさを実感し、誇れるまちづくりのために全力で取り組み、次世代につなげてまいりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

町民の皆様の御健康を祈念し、令和3年度に当たっての施政方針とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

日程第4 議案第3号 及び 日程第5 議案第4号

○議長（山本 芳昭君） タブレットの議案書ファイルをお開きください。2ページから3ページ。

日程第4、議案第3号、工事請負契約の変更について（令和2年度 日南町TOWN

S-NET光化工事（第2期））、日程第5、議案第4号、工事請負契約の変更について（令和2年度 日南町TOWNS-NET強じん化工事（第2期））、以上、工事請負契約の変更関係2議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第3号、工事請負契約の変更について（令和2年度 日南町TOWNS-NET光化工事（第2期））でございますが、工事請負契約を変更することについて、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

工事名ですが、令和2年度日南町TOWNS-NET光化工事（第2期）でございます。変更の理由でございますが、施工の実績の変更等による減額でございます。変更契約の金額でございますが、契約金額が現在5億8,630万円、これを5億6,578万5,000円とするもので、変更によります減額ですが、2,051万5,000円の消費税の込みの金額でございます。契約の相手方ですが、鳥取県鳥取市西品治字田島前ノ二816番地1、株式会社中電工鳥取統括支社、執行役員支社長、二反田正克でございます。

具体的な内容でございますが、原因の内容ですが、いわゆる通信設備機器の数量の減ということで、L2スイッチというものですが、これの減額で約700万円の減、それと、メッセンジャーワイヤーという数量の減でございます。当初、9万3,970メートルでございますが、実績では3,885メートルという数量になりました。金額ベースでいきますと1,100万円の減でございます。それと、D種接地材料の減でございます、188か所から8か所への減という内容でございます。一方で、増因の要因ですが、引込み件数の増ということで、940件を予定しておりましたが、1,036件に増となっている内容でございます。なお、第2期のエリア全体の97.2%が終了見込みという現状でございます。

続きまして、議案第4号、工事請負契約の変更についてでございますが、工事請負契約を変更することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。工事名ですが、令和2年度日南町TOWNS-NET強じん化工事（第2期）でございます。変更理由ですが、施工実績の変更等によります減額でございます。変更契約の金額でございますが、6,325万円ですが、この金額を5,404万3,000円とする内容でございます。減額は920万7,000円で、消費税込みの金額でございます。契約の相手方ですが、鳥取県鳥取市西品治字田島前ノ二816番地1、株式会社中電工鳥取統括支社、執行役員支社長、二反田正克でございます。

主な減の要因でございますが、自営柱の減ということで、90本を28本に減ずるものでございます。また、地下用ケーブルの減ということで、2,141メートルを予定しておりましたが、手法の変更によりましてゼロメートルに減額するものでございます。

あわせて労務の減でございます。増因要因ですが、先ほどの減の要因も踏まえて8芯、8つの芯ですね、のケーブルをゼロメートルから2,141メートル、インナーパイプということでゼロメートルでしたけれども、2,142メートルに増やす増ということの内容となっております。

以上、説明終わります。よろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより各案に対する質疑を許します。

まず、議案第3号の質疑を許します。

6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 光化工事のほうでございますけれども、令和元年度、2年度と、1期、2期ということで、光化工事を行いまして、各世帯まで引込み工事を行うということでございますが、2期工事で、先ほど町長のほう、97.2%が引込み工事が完了したとおっしゃいました。パーセントの数字はそうですけれども、実際に1期、2期を通して、あと何件の引込み工事が残っているのかということ伺いたしたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君） 失礼いたします。お尋ねの御質問でございます。若干補足もさせていただきたいと思っております。先ほど町長申しました97.2につきましても、3月末の見込み数値と御理解いただければと思っております。その上で、現在、鋭意行っておりますけれども、あと24件の一般家庭を残すところでございます。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 一般家庭24件が残るとということでございますが、この引込み工事は最終的にどういう形で完了をされる予定でしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君） 先ほど申し上げました数字は、3月末の完了見込みとして申し上げたものでございます。全体的な工事のスケジュールでございますが、後の議案等にも上程予定でございますけれども、一部繰越しをせざるを得ない状況でございます。昨今の情勢で、なかなかこちらにお帰りになれないとか不在のお宅もございました。その辺りは来年度中に一部繰り越しますが、完成をして、安定的な運用に努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 次に、議案第4号の質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号及び議案第4号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号及び議案第4号は、質疑までにとどめることに決定しました。

日程第 6 議案第 5 号 及び 日程第 7 議案第 6 号

○議長（山本 芳昭君） タブレット 4 ページから 5 ページ。

日程第 6、議案第 5 号、日南町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の廃止について、日程第 7、議案第 6 号、日南町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の廃止について、以上、条例の廃止関係 2 議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第 5 号、日南町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金の条例の廃止についてでございます。次のとおり日南町消防賞じゅつ金及び殉職者の特別賞じゅつ金条例を廃止する条例を制定することにつきまして、地方自治法第 96 条第 1 項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

概要ですが、日南町の消防賞じゅつ金及び殉職者の特別賞じゅつ金条例を廃止することですが、理由としましては、消防団員に対します賞じゅつ金の支給事務が鳥取県西部町村総合事務組合に移管されるため、条例を廃止するものでございます。この条例は、令和 3 年 4 月 1 日の施行でございます。

議案第 6 号でございますが、日南町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の廃止についてでございます。次のとおり日南町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を廃止する条例を制定することにつきまして、地方自治法第 96 条第 1 項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

概要ですが、日南町の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を廃止するものでございます。理由としましては、消防団員に対する退職報償金の支給事務が鳥取県西部町村総合事務組合に移管されるため、条例を廃止するものでございます。施行期日ですが、令和 3 年 4 月 1 日からの施行としております。よろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより各案に対する質疑を許します。

まず、議案第 5 号の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、議案第 6 号の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 5 号及び議案第 6 号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第 5 号及び議案第 6 号は、質疑までにとどめることに決定しました。

日程第 8 議案第 7 号

○議長（山本 芳昭君） タブレット 6 ページ。

日程第 8、議案第 7 号、日南町職員定数条例の一部改正についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第 7 号の説明に入ります前に、1 点ほど訂正をさせてやっ
てください。先ほど第 6 号及び第 5 号の議案の内容で、支給事務の取扱場所で、鳥取県
西部町村総合事務組合という御説明をさせていただきましたが、西部ではなくて、鳥取
県の町村総合事務組合ということの内容でございます。訂正し、おわび申し上げます。

続きましては、議案第 7 号、日南町職員定数条例の一部改正について。日南町の職員
定数条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により
まして、本議会の議決を求めるものでございます。

概要ですが、保育園を教育委員会に移管することに伴いまして、職員の定数を修正す
るものでございます。

具体的な内容につきましては、町長部局の職員を 8 6 人から 7 1 人に減、教育委員会
部局の職員を 1 4 人から 2 9 人の増という形の内容でございます。

施行期日は、この条例は令和 3 年 4 月 1 日からの施行ということでございます。どう
ぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

8 番、久代安敏議員。

○議員（8 番 久代 安敏君） 保育園を教育委員会に移管するというに伴う定数条
例の改正ですけれども、学校教育法に基づく保育士の皆さんは、保育園で働いておられる
皆さんは、学校教育法に基づく資格、教職の資格ですよ、それを既に取得されていら
れるのでしょうか。その点について教えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 段塚保育園長。

○保育園長（段塚 直哉君） 教育委員会移管に伴って、保育士以外の免許といいますが、
それが必要ということではございませんので、特にその移管に係る保育士の資格という
ような要件は変わらないというふうに思っています。

○議長（山本 芳昭君） 8 番、久代安敏議員。

○議員（8 番 久代 安敏君） ちょっと改めて確認したいんですけども、教育委員会は
学校教育の文科省の所管なんですけれども、保育士の皆さんは、恐らく初等教育の資格も
取っておられるかとは思いますが、学校教育法上、来年度に向けて認定こども園という
ふうな形に移行されるという方針を持ってられるわけだけども、学校教育法上に抵触
するようなことはないということですか。しっかりちょっと確認をしておきたいので、
どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） そこはないというふうに理解をしております。現在の保育士の資格については、もちろん保育の関係と教育部門の内容のものを両方持っておられる方が今大半でございます。という考え方をしておりますので、ただ、学校教育法に関連するという話になると、また違った観点だというふうに思っていますので、その辺は整理を、きちんと分けて支障のないような進め方をしたいというふうに思っています。

○議長（山本 芳昭君） 3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君） 保育園を教育委員会にということなんですけれども、総務教育常任委員会などでも御説明あったんですけども、いま一つ、ちょっと、すみません、私分からないのは、今、保育園を教育委員会へ移管する必要があるのかどうか、そうしないとできないことがあるのかどうかということをもう一度確認したいんですけど、例えば先ほど、幼保型の認定こども園を目指しているというようなことでしたけども、そういったことが今の現状の保育園を変えていくというそれだけではできないのか、教育委員会への移管の必要があるのか、ちょっとそこを確認させてください。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的には、教育課の中で一緒になっていわゆる保小中連携をより強固な形にしていきたい。そのためのやり方として、職員も含めてですが、統一的な組織の中でやったほうがより効果が高いという認識の中で進めていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君） つまり、そうしなければできないということではないという理解でいいんですかね。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的には、今でも保小中連携という形の中で進めてきたというふうに思っております。その中で、反省材料も含めてですが、なかなか進んでこなかったということは一つはあるというふうに思っています。それをさらに、これからの考え方として、一緒になってやる保育士だとか学校の先生だとか、そういった連携がより強固になるんだろうというふうに、そういう機会を増やしていくという意味合いも含めてですが、同じ組織の中でやっていったほうが効率的だというふうに、効果が生まれやすいという判断をしております。

○議長（山本 芳昭君） 質疑。

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君） その辺のところは正直言ってよく分からないところなんですけれども、連携ということであれば別組織であってもやはり話をする機会というのをつくって、あるいは今でも交流事業などをやってると思うんですが、連携はできると。ただ、一緒にしてしまったときに、むしろ私がちょっと危惧しているのは、保育園のそのものの個性が失われかねないということもあるんじゃないかというのを、つまり、今

は保育園と教育委員会とで別組織で、保育園のほうは非常に評判もいいですし、今の組織で多分、保育園自身はうまく働いてるんだと思うんですけども、そういったときに、それを教育委員会と組織を一緒にしてしまうことで、今度むしろ保育園の個性といいますか、独立性というんですか、そういったものが損なわれないかということをちょっと危惧してるんですけども。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） これからも独立性って言やあおかしいですけど、いわゆる幼児期の子供さんをどう育てていくかっていう話だと思います。その中で学校側の年齢のときには当然、小学校に行くときまでのを含めてですが、そういった連携がこれからの在り方として重要だというふうに思っております。決して保育園の機能をどうこうっていうよりも、やっぱり子供さんはずっと同じ人が成長してきますので、そういった成長過程の中で、子供さんの個々に合わせた形の中の考え方として、連携をより強化する必要性があるという判断の中で、同じ組織の中で進めていくことがより効果が高いんだろうというふうに思っておりますので、そういった意味で、保育園をどうこうしようということではなくて、目標的にはやはり小学校の現在はどんどんどんどん変わる中で、保育園の年代層の中でも、やはり変えていくことが必要だろうというふうに思っています。そういった意味で動きやすい形の従来の保育部分と教育部分と一緒にその辺を、どういまいましようか、両方できる形っていうことは進めていくことが大事だろうというふうに私は思ってますので、そういった意味でのそれぞれができないというわけではありませんけども、未来志向の中でそういう位置づけにしていきたい、いうふうに思ってます。

○議長（山本 芳昭君） 9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君） 保育園を教育委員会に移管するということで理解をしますが、関連する議案がほかになのでここで聞きますけども、保育園長とかの位置づけはどういうふうになるのかということであります。教育組織に関する規則で、室も学校教育室と社会教育室と2つしかないわけですけども、その室の新設があるのかどうなのか、あるいは肩書といまいましようか、職務の配置をどうされるのか、お伺いをしたいと思いますし、できれば規則案も、改正案も議会に出していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 村上教育次長。

○教育次長（村上 伴樹君） 失礼します。組織の部分ですけども、教育委員会のほうに移管をしまして幼児教育のほうも入ってまいりますので、今現在考えてますのは、室は2つという形で、学校教育のほうに幼児教育をつけるといまいまいますか、そこが一緒にやっていくというようなことを考えておまして、まだ正式には決まってるとは思ってんですけど、幼児・学校教育室というような形で室を設けさせていただきまして、その中に幼児教育の担当の者を配置をさせてもらえたらというふうには考えております。それに伴って、教育委員会の事務局の職員も増という形で、で、社会教育は社会教育室でそ

のまま残していくというところを組織としては考えております。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 園長の位置づけというところ、どうですか。

○教育次長（村上 伴樹君） 保育園長につきましては、保育園長ということで保育園のほうで園長先生を置いてというふうを考えております。

○議長（山本 芳昭君） 9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君） 教育事務局組織に関する規則の中に、室とか職名があるわけですけども、そこの辺もきっちり整理をして提案をしていただきたいと思います。ほかに関連する議案がないのでここで聞きましたけども、組織に関する規則についても提示をいただきたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 提示をいただきたいと思いますということですが、いかがでしょうか。
村上教育次長。

○教育次長（村上 伴樹君） 失礼します。規則等につきましても、きちっとした形で提案をさせていただきます。

○議長（山本 芳昭君） 8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君） ごめんなさい、同僚議員の関連ですけども、この条例を提案されるに当たって先ほど質問があったわけだけでも、単に現在の14人を29人に教育委員会の職員を部局に増やすだけの話ではなくて、先ほどもあったように、提案するに当たって、改めて重大な、ある意味、保育園の教育委員会への移管なので、きちっとした分かりやすい組織図をもう出していただかないと、審議ができないように思いますけど、議長、よろしく願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） 村上教育次長。

○教育次長（村上 伴樹君） その辺り組織図等も踏まえて、きちっとした形で提案をさせていただきますというふうに考えます。

○議長（山本 芳昭君） そうしますと、本日中にお示しをしていただくことができますか。あした討論を先進めますか。（発言する者あり）いつまでにできますか。（発言する者あり）いつまでに示していただけますでしょうか。

村上教育次長。

○教育次長（村上 伴樹君） 失礼します。採決が最終日ということですので、それまでにはお示しさせていただけたらというふうに考えます。

○議長（山本 芳昭君） もう少し早めに示していただかないと議論になりませんが。
8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君） あのね、こういう大事な条例を提案されるに当たって、教育委員会事務局も心もとないような、まだ最終日に限りなく近い日でないと提案できんなんてことは、あり得んですよ。町長も責任者で提案されたわけだけでも、やっぱりこういうふうに15人増やすんだと、教育委員会の職員を。ああいうことを、きちっとした分かりやすい形で提案されないといけないと思いますが、町長、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的には組織図あたりは検討してきておりますので、規則案も含めて早期に提出させていただいて、しっかり議論をいただけるような形を取らせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は、質疑までにとどめることに決定をいたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時45分からといたします。

午前10時31分休憩

午前10時45分再開

○議長（山本 芳昭君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第9 議案第8号

○議長（山本 芳昭君） タブレット7ページ。

日程第9、議案第8号、日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第8号、日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、次のとおり、日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

概要ですが、会計年度任用職員に係る分限休職者の給与について規定を定めるものでございます。

内容につきましては、地方公務員法第28条第2項の規定によります休職にされた会計年度任用職員には、いかなる給与も支給しない旨の規定を定めるものでございます。日南町の職員分限に関する条例に、休職者は給与の支給については別に条例で定めると規定されていることから、会計年度任用職員の給与条例に休職中の給与は支給しない旨を定めるものでございます。施行期日ですが、この条例は令和3年4月1日から施行ということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君） まず、ちょっとこの数字だけでは分からないので、第28条の第2項の規定というのがどのようなものかということと、それから、これは会計年度任用職員に対する規定ですけれども、会計年度任用職員じゃなくて正職員の場合には、どういった処置が取られているかということを説明をお願いします。

○議長（山本 芳昭君） 木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君） 法第28条第2項、こちらにつきましては、法と呼んでおりますのが地方公務員法でございます。条項については確認いただければと思いますけれども、いわゆる町長の説明の中にもありました分限に関する休職の場合をうたったものでございます。具体的に言いますと、病気休暇等は長期にわたった場合に引き続き休職に入られるというケースが考えられます。そういった場合の給与を定めるというふうな規定が今回、昨年3月議会で条例化しましたことから、抜け落ちておりました。それについて、改めて記載をさせていただくものでございます。

なお、正職員に関しては、詳しくは覚えておりませんが、一部の期間を区切って休職中も給与の一部を支払うことができるというふうな規定になってございます。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君） まず、ちょっと前半のほう、そういう例があまり少ないのでおっしゃらなかったのかもしれないですけども、病気の場合、心身の故障のため長期の休職を要する場合という、これが2項の第1号で、第2号に刑事事件に関し起訴された場合というのがありますね。つまり起訴されたというそれをもって、恐らく公務員ですので、町自体の信用を毀損したというようなことになるんですかね。それで本人の意思に反して休職をさせることができるという、そういう規定だと思います。それで、おっしゃるとおり、正職員の病気の場合には100分の80を支給することができる。刑事休職の場合、起訴された場合には100分の60以内を支給することができるという規定が日南町職員の給与に関する条例でございます。

そこで、なぜ会計年度任用職員については給与を支給しないということになるか、会計年度任用職員というのは、以前にも議論になってますけれども、服務規程など正職員と同じものが基本的に認められています。ただ、契約が1年ごとに更新していくという形になってるといふ違いがありますけれども、ほとんど責任等は正職の方と変わらないというふうになりました、会計年度任用職員になりまして。それなのに、こういう休職のときの給与について正職の方と差をつけられるというのは、ちょっと会計年度任用職員の方にとっては不本意なんではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君） 御質問の意図どおり、いわゆる正規の職員と条件をできる限り同様にするというのが今回の会計年度任用職員の法の趣旨だとは思いますが、ただ、現実的なところとしまして、昨年既に条例化をしております休職に入る前の病気の場合、

病気休暇につきましても既に条例化をしておりますけども、無給の休暇ということで、休暇としては認めておりますけども、給与支給はないというふうな前提の中で、それを経過した職員が休職に入った場合、当然、給与は引き続き払わないということの見方でございます。これにつきましては、国が示された、国の非常勤職員等のいわゆる労働条件というところに合わせて昨年度条例化をしたものでございますので、そういったところの御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（山本 芳昭君） 3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君） すみません。昨年、病気休暇のところちょっと議論を十分しなかったというのはあるんだと思うんで、それは申し訳なかったと思いますけれども、ただ、今回これが出てきたのでやっぱりその話をしたいと思うんですが、国の非常勤の職員の方に準ずるやり方というのは、国からの指導としてある程度はあるのかもしれませんが、ただ、条例を決めるのは自治体ですので、そこは必ずしも従わなくてもいいんじゃないかというのは1つです。

それと、あと、割と見落とされがちなんですけれども、見落とされがちというか、皆さん分かってあまり注目してないのか、その辺は分かりませんが、会計年度任用職員の方、多分、圧倒的に女性の方が多いんじゃないかと思います、現状で。ちょっと数はまた確認していただきたいですけれども。ということで、会計年度任用職員の方に対して、こういった正職員の方との差をつけていくということは、間接的に女性の方に不利な労働条件を押しつけるということになっていきます。笑われますが、現状として、実情としてそういうことになっています。要するにジェンダーの不平等というのが社会の隅々までに行き渡ってるので、現状としてはそういうことになってます。ですので、それをやっぱり少しでも改善していくためには、こういったところで女性の方が多い会計年度任用職員の条件というのを、少しでも正職員の方に近づけていっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君） 本制度につきましては、男女の差に関わりなくつくられた制度でございます。昨年度議論いただいて条例化をさせていただいた制度でございますので、それにのっとって運用をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は、質疑までにとどめることに決定しました。

日程第 10 議案第 9 号

○議長（山本 芳昭君） タブレット 8 ページ。

日程第 10、議案第 9 号、日南町地域経済牽引事業の促進等に係る促進地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第 9 号、日南町地域経済牽引事業の促進等に係る促進地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてでございます。次のとおり、日南町地域経済牽引事業の促進等に係る促進地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

概要ですが、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の改正をするものでございます。条例に引用する法律の条項のずれを修正するものでございまして、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の第 25 条を第 26 条に変更する内容でございます。施行期日ですが、この条例は公布の日から施行とする予定です。よろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 9 号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第 9 号は、質疑までにとどめることに決定しました。

日程第 11 議案第 10 号

○議長（山本 芳昭君） タブレット 10 ページ。

日程第 11、議案第 10 号、日南町地方活力向上のための固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第 10 号、日南町地方活力向上のための固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正についてでございます。次のとおり、日南町地方活力向上のための固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでござい

す。

概要ですが、県内企業の立地環境を整備するため地域再生計画に基づき、企業の研究施設や本社機能の移転について、固定資産税の課税免除を行うことができるよう所要の改正を行うものでございます。

内容ですが、鳥取県の全域で企業の立地環境を整備することによりまして、企業の地方拠点の形成強化を支援し、地域における就労機会の創出を図ることを目標として、地域再生計画を策定しております。計画の名称ですが、鳥取県地域活力向上地域等特定業務施設整備促進プロジェクトで、全市町村が計画主体となっているものでございます。県内の他の市町村と整合性を図り、研究施設や本社機能の移転に対する固定資産税の課税免除を行うことができるように改正する内容でございます。施行期日ですが、この条例は公布の日から施行としております。よろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は、質疑までにとどめることに決定しました。

日程第12 議案第11号

○議長（山本 芳昭君） タブレット12ページ。

日程第12、議案第11号、日南町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第11号、日南町国民健康保険条例の一部改正について。次のとおり、日南町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

概要ですが、新型コロナウイルス感染症に罹患した被用者に支給する傷病手当金を支給する適用期間について改正するものと、新型コロナウイルス感染症が新たに法律に定義されたため、条例内に引用する同感染症名を改正するものでございます。

内容ですが、新型コロナウイルス感染症に罹患した被用者に支給する傷病手当金を支給する適用期間につきまして、新型コロナウイルス感染症の療養のため労務に服することができない期間を、令和2年1月1日から規則で定める日とするものでございます。また、新型コロナウイルス感染症が、どういまいしょうか、病原体がベータコロナウイ

ルス属のコロナウイルス、令和2年の1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染するという能力を有することが新たに報告されたものに限るっていう内容でございますが、そういうあるものに限り定義されたことから、条例の引用部分についての改正を行うものでございます。施行期日は、この条例は公布の日から施行としております。よろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君） 被用者に対する傷病手当金というお話でした。これはその点は恐らく変わってないんだと思うんですけども、事業主の方に対してはどうなるのかお聞きします。

○議長（山本 芳昭君） 浅田住民課長。

○住民課長（浅田 雅史君） 以前にも御説明させていただきましたけども、雇用主ににつきましては、その雇用主が給与等も自分で決めるといいますか、雇用主の判断で給与も決まってくるので、これに支給するということにはふさわしくないということの判断は国から示されておりますので、被用者に限った制度ということで今回は運用させていただくとということでございます。

○議長（山本 芳昭君） 3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君） 国の指導はどうかというのはよく分かりませんが、いづれにしても事業主の方も病気は区別してくれませぬので、当然、新型コロナウイルスに感染する可能性があるわけです。前回のときは、たしか事業者の方は持続化給付金があるからもし感染したらそれを使えばいいだろうってというような、そういう議論もあったと思うんですけども、持続化給付金なくなってしまったわけですよ、今の。その後で、だから今、事業者の方っていうのは新型コロナウイルスに感染した場合、自宅待機したり入院したりしてしまった場合には、何も金銭的に保護される、保障されるものが何もない状態なんですけれども、その辺はどう考えられますか。

○議長（山本 芳昭君） 浅田住民課長。

○住民課長（浅田 雅史君） 今回もそうですけれども、事業主でその方がもし仮に1人の事業主だったら、その方は休業されるということですけども、その辺は他の事業者、国保に限らずとも同じことだと思いますけれども、いうことで、今回もこの被用者に限るところの部分、日南町としてもこのままの形で運用していきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君） 他の場合も同じというちょっとお話ありましたけども、国保以外はありますよね、例えば協会けんぽとかそういったものについては、事業者も保護されてるんじゃないかなかったですか。国保だけ特別にその部分が抜けてたんじゃなかったでしたっけ、ちょっとすみません、そこら辺はうろ覚えですけども。

○議長（山本 芳昭君） 浅田住民課長。

○住民課長（浅田 雅史君） どこまでの、国保はこれまでも全てそういったスタンスでもって行っとる事業だということに理解しとりますし、事業主に対しての傷病手当金、それは支給しないという方向を出されておりますんで、これにつきましても、日南町としてもその形での支給を考えております。

○議長（山本 芳昭君） 3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君） 方向が出されてるっていうのも、どういうあれかよく分かりませんが、別にそれは絶対そうしなきゃいけないというわけではなくて、実際に事業者に対して給付を検討してるというか、やってる町が鳥取県内でもあるはずで、調べていただければ分かると思いますけれども。だから今、事業者の方の保護をやっぱり国の保護がすごく薄くなってる現状で、事業者の方の保護というのを検討していただきたいんですけども、いかがでしょう。

○議長（山本 芳昭君） 浅田住民課長。

○住民課長（浅田 雅史君） 確かに雇用者の方もそうかもしれませんが、前段で申し上げましたように、その雇用主、いわゆる事業者が罹患された場合ということですが、その辺につきましてもやはり給与の設定がいわゆる自分でできるということで、そこを危惧したのだと思いますけども、他の市町村も、雇用主に対しては支給は多分されてないというふうに思います。ですので、日南町としてもそういう形での運用をしたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君） ちょっと他の市町村はしてないかどうかっていうことは確認をお願いします。それで言ってることは給与の調整ができる云々ということではなくて、給与というか、収入そのものがなくなってしまう可能性があるわけですね。事業をどういう形でやってるかにも、もちろんよるわけですが、そういう場合の保障が全くなくなってしまうというのは、非常に問題なんじゃないかと思っております。そういう意味で、この国保の傷病手当というのは拡大をぜひ検討してもらいたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 浅田住民課長。

○住民課長（浅田 雅史君） 事業主はいわゆる、もし仮にその方が事業を継続できない場合が起こっても、人を採用してでも事業を継続するということが可能という立場でございます。ですので、事業の継続を仮にその人がされたければ、誰かを雇用して事業を継続するという選択肢もあるわけございまして、その点、雇用者と、それから被用者というものは、違うものだというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君） 岡本議員の質疑は改正部分に対する質疑ではなくて、条例なり国の制度に対する発言が非常に多い。発言の制限を求めたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 坪倉議員から発言がございました。議事の進行を行いたいと思いますので。

以上をもちまして質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第11号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は、質疑までにとどめることに決定しました。

日程第13 議案第12号

○議長（山本 芳昭君） タブレット14ページ。

日程第13、議案第12号、日南町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第12号、日南町介護保険条例の一部改正について。次のとおり、日南町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

概要ですが、第8期になります。介護保険計画です。令和の3年度から5年度の3年間の期間の介護保険料を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

内容としまして、保険料の基準額につきましては据置きとして、金額につきましては5,700円でございます。2つ目として保険料率ですが、日南町の場合、第10段階まで段階を設定しております。その中の第2段階につきましては、0.65が保険料率でございますが、それを0.75に上げます。ただし、軽減という仕組みがありますので、それを適用しますと0.5という形になりますので、現在と変わらない、変更なしという状況でございます。もう2段階ですが、第6段階と第7段階を改正する内容としております。第6段階では現在1.15ですが、それを1.2に、そして第7段階ですが、1.25を1.3に引き上げる内容でございます。内容につきましては以上でございます。

介護保険運営の協議会のほうでいろいろ議論をしていただきながら、答申した内容を尊重した形での御提案とさせていただいております。施行期日ですが、この条例は令和3年4月1日から施行という内容でございます。よろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君） 介護保険料5,700円据置きについては、審議会でも答申された内容、これについては大変いいなと思うております。そこで質問なんです。第2段階、第6段階、第7段階の今回ちょっと改定がありますが、これの改定されてる人数的な割合、例えば介護保険料払っておられる方が2,000人で、そのうち該当する3

段階、合計すると500人なのか、ちょっとその辺を教えてくださいたいのと、今回その3段階上げることによって幾ら保険料率が上がるのかをちょっと教えてくださいたいんですが。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡邊 輝紀君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

あくまでも審議会の時点での人数ということになりますが、第2段階につきましては、380人の方がいらっしゃいます。それから第6段階については269人、第7段階については223人ということになります。率といたしましては、第2段階については17.1%、それから第6段階については11.7%、第7段階については9.3%ということになります。なお、年間の負担増についてですが、第2段階については0.75としておりますが、国の軽減策等もありまして、実際0.5でするので変わりません。6段階、7段階、それぞれ年額で3,400円の増額ということになります。以上です。

○議長（山本 芳昭君） いいですか。

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君） 私はその総額をお聞きしたいです。この値上げですよ、値上げで町の介護保険全体として幾ら、何というかな、余分に保険料が入ることになるのかということです。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡邊 輝紀君） 年間の増収部分ということですが、1年間で約170万円、ですので、計画自体が3年間ということですので、この第8期の計画自体、約510万円の増額ということになります。

○議長（山本 芳昭君） 3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君） 3年間で510万円、1年間で170万円というのは、申し訳ないですけども、介護保険の、何ていうんですかね、財政自体からは非常に小さな額ですよ。それで6段階の人と7段階の方の条件ですけども、6段階の場合には御本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方で、7段階の場合には、御本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満の方ということで、決してそんなに、当然ですけども、大金持ちとかそういう人ではないわけですね。その人に対して値上げをする意味があるのかということです。むしろ、基金を使ってその部分を補っていったほうが利用者の方にとってはありがたいんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡邊 輝紀君） 今の増額部分のところでございますが、基本的には介護保険というものはこの8期で終わるものではございません。今後、恒久的な制度としてやはり保っていくためには幾らかの負担というものはしていただかないと、やはり制度自体がやっていけないということがございます。先ほどございましたように、準備基

金等の投入ということも考えられるわけではありますが、やはりそれをしていくと今後、第1号被保険者、保険料を払う方が減ってきた場合に、今後大きな保険料の改定というのも見込まれるわけでございます。このたびにつきましては、僅かな金額ではございますが上げさせていただいて、もし今この、6段階あるいは7段階を率を変えないということになりましたら、ほかの区分についてその510万円分をどこかで負担していただくということになりますので、今回の改定につきましては御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（山本 芳昭君） 3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君） どこかでというその必要性も私はあんまり感じてないんで、今お話あった介護給付費準備基金ということだと思んですけども、決算の段階で2億1,100万余りの基金があるわけです。どういう計画を考えておられるのか分からないですけども、その中から3年間で510万円を捻出することがそんなに難しいのかということをお私に思います。それで、ましてや今やっぱり新型コロナの問題もありますし、皆さんいろいろな問題に直面されてる中で、あるいは介護保険料もまたこれから国のほうも上げていくというようなことを言ってる中で、やっぱりここで自治体としては、基金を有効に利用して利用者の方の便宜を図るということをしていただきたいんですけども、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的な話になりますが、介護保険料いわゆる3年間の、これから3年間に介護給付はどれぐらい要するのか、あるいは人口、あるいは最終的にはそれぞれの皆さんの所得っていうところを勘案した中での設定であります。ですから、基本的には、それこそ第1号被保険者が払わなければならない割合がありますので、その全体の中で将来の3年間に向けての試算の中で在り方です。ですから、基金あたりを前提とするという捉え方ってというのは、基本的にはないほうが良いというふうに思っています。あわせて、やっぱり基準額というのが5,700円今回据置きをさせていただいたところでは、どういんでしょうか、他の市町村あたりの保険者あたりから見ると、そんなに高いというふうではないというふうに私自身は思っております。いずれ上がらざるを得ないという環境にはなるというふうには承知しておりますが、そういった長期的な視点も踏まえながら、基本的な考え方としてこうあるべきだというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っています。

○議長（山本 芳昭君） 8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君） 私は改正後の所得段階別、10段階あるわけですけども、審議、諮問されて答申を得られたということなんですけども、その被保険者の人数、65歳以上が1号被保険者なんですけども、人数と比率が分かれば資料として出させていただきますと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡邊 輝紀君） 先ほど質問ございました件につきましては、今回の資料のほうで提出をさせていただいております、答申の抜粋の中に計画書の抜粋を載せております。そちらのほうに、割合につきましては記載をさせていただいております。なお、人数については、全体で2,262人ということで試算のほうはさせていただいております。

○議長（山本 芳昭君） 8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君） 失礼いたしました、メールで来ておまして、全体で1号被保険者が2,262人ということで理解しましたんで、改めてゆっくり見させていただきます、どうも。

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は、質疑までにとどめることに決定しました。

日程第14 議案第13号

○議長（山本 芳昭君） タブレット16ページ。

日程第14、議案第13号、日南町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部改正についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第13号、日南町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部改正について。次のとおり、日南町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

概要ですが、被災者生活再建支援法の一部が改正され、被災者生活再建支援金の支給の対象となる被災世帯が拡大したこと等に伴い、鳥取県の被災者住宅再建等支援条例の一部が改正されました。このことに伴いまして、本町の条例についても所要の改正を行うものでございます。

内容ですが、1つ目ですが、被災者住宅の再建等支援金の対象事業のうち、半壊の世帯の居宅に代わる住宅の建設または購入の対象者を半壊世帯のうち、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給の対象とならない者の世帯主、または当該居宅の所有者とする対象者です。

2つ目として、被災者の住宅再建等支援金の対象事業の交付基準額を国の支援金の支給の対象となる場合にありましては、当該額から国の支援金の支給の対象となる額を控

除した額とするものでございます。

3つ目ですが、被災者住宅の再建等支援金の対象事業のうち、一部損壊の世帯の居宅に代わる住宅の建設または購入する世帯を支援金の交付対象に加えまして、支援金の額を30万円とする内容でございます。

参考としまして、被災者のいわゆる被災者生活再建支援法の改正概要でございますが、被災者の生活再建支援法につきましては、半壊のうち損害割合が30%以上、いわゆる中規模半壊という表記ですが、これを新たに支援対象に加えまして、建設の購入の場合に100万円、補修の場合に50万円を支給する改正が行われたものでございます。施行期日につきましては、この条例は公布の日から施行とする内容としております。よろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第13号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は、質疑までにとどめることに決定しました。

日程第15 議案第14号

○議長（山本 芳昭君） タブレット20ページ。

日程第15、議案第14号、日南町美術振興基金条例の制定についてを議題とします。本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第14号、日南町美術振興基金条例の制定について。次のとおり、日南町美術振興基金条例を制定することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

概要ですが、町民が美術に親しむ環境の醸成を図るとともに、本町にゆかりのある芸術家などを顕彰するため、日南町美術振興基金を設置するものでございます。施行期日ですが、この条例は令和3年4月1日から施行するという内容でございます。よろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君） すみません、ちょっと見落としてたら申し訳ないんですけども、令和3年度はこの基金は幾ら積み立てるのかということと、あと、具体的にどんな事業、具体的にどんな方の顕彰をするかというのが、それはなかなか言えないかも

しれませんけども、どんな事業を考えておられるのか教えてください。

○議長（山本 芳昭君） 村上教育次長。

○教育次長（村上 伴樹君） 失礼します。令和3年度の積立ての金額ですけれども、一般財団法人佐武会さんのほうから、普通預金のほうが約ですけど1,200万ほど寄附をしていただけるということで、2月の18日に寄附の審査委員会も開かせていただきまして、承認を受けております。具体的にどういうところでということなんですけれども、美術作品の購入はもちろんなんですけれども、美術振興、ソフト面ですね、今現在、佐武賞なんかもやっておりますし、そういうようなソフト面についてもこちらのほうの基金を活用できるというふうに御理解いただけたらと思います。

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第14号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は、質疑までにとどめることに決定しました。

日程第16 議案第15号 から 日程第24 議案第23号

○議長（山本 芳昭君） タブレットの令和2年度補正予算書ファイルをお開きください。

日程第16、議案第15号、令和2年度日南町一般会計補正予算（第12号）、日程第17、議案第16号、令和2年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、日程第18、議案第17号、令和2年度日南町介護保険特別会計補正予算（第4号）、日程第19、議案第18号、令和2年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）、日程第20、議案第19号、令和2年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、日程第21、議案第20号、令和2年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計補正予算（第1号）、日程第22、議案第21号、令和2年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第3号）、日程第23、議案第22号、令和2年度日南町下水道事業会計補正予算（第2号）、日程第24、議案第23号、令和2年度日南町病院事業会計補正予算（第5号）、以上、令和2年度補正予算関係9議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） すみませんが、一般会計等の補正予算の説明に入らせていただく前に、1件ちょっと訂正をさせていただきたいということで、おわびをさせていただきたいと思います。といいますのが、さきの令和3年の1月の開催のありました、令和3年の第1回の日南町議会臨時会の中の補正予算の説明のところで、建設課のところの説明ですが、岩崎昭男議員からの除雪の委託料の補正についてという御質問に対して、建設課長のほうが答弁しましたけれども、その内容に一部数字的な誤りが分かりました

ので、これをもってちょっと訂正とおわびを申し上げたいというふうに思います。

内容ですが、道路維持の管理事業の中の除雪費ということで1億5,800万円の増額補正につきましての説明の中で、除雪委託料の当初予算を1億2,000万円、除雪の委託料の補正後予算を2億7,800万円、合計を3億1,800万円という答弁をさせていただいております。補正予算の説明附属資料の3ページあるいは除雪費の推移グラフについて、誤った金額で資料訂正の説明を行ってございましたけれども、正しくは、最初の当初予算額は1億3,000万円、除雪の委託料の補正後が2億8,800万円、合計が3億2,800万円が正しい数字でございました。いわゆる1,000万円ちょっと当初の段階から少ないという数字の中で御説明をさせていただいたということで、誤りがございました。ただし、当初の、提案させてもらいました補正予算書あるいは補正予算の説明資料、除雪費の推移のグラフが正しく、議決のとおりでありますので、説明の内容が誤ったということでありますので、私のほうからも訂正し、おわび申し上げたいと思います。

原因につきましては、建設課長のほうが、補正予算の査定過程中的資料に基づきまして誤った金額を説明したためでございます。以後、議案はもとより、資料の確認の徹底を注意したいというふうに思います。おわび申し上げます。

続きまして、本題の議案第15号、令和2年度日南町一般会計補正予算（第12号）でございますが、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ2億5,653万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億6,857万5,000円とするものでございます。3月の議会ということで、令和2年度の4月からの進捗状況を見ながらのおおむね実績っていうところが出てくる内容でございますので、その実績に基づきまして収入あるいは支出のほうを今回補正に上げさせていただいてる内容ですので、御理解を賜りたいというふうに思います。

まず、一般会計の中の歳入のほうの補正の内容ですが、地方交付税が2億3,577万1,000円ということで、普通交付税分の増額を見込んでおります。国庫支出金のほうが、マイナスですが1億3,871万円ということで、国庫補助事業の対象事業の減額によるものでございます。県の支出金ですが、マイナスの6,845万円ということで、同じように県の対象の事業費の減額による減額です。財産収入ですが、プラスですが1,296万8,000円、町有林の間伐の収入等によります実績による増額でございます。

繰入金ですが、マイナスの2億2,122万1,000円ということで、普通交付税の増によります財政調整基金の繰入金の減額をする内容でございます。町債ですが、マイナスの7,653万3,000円ということで、町債の対象事業費が減額になったため、過疎債のソフト部分の配分が不足等によります減額でございます。

歳出のほうですが、それぞれありますが、主なところの御説明を私のほうからさせていただきたいと思います。総務費ですが、青年結婚・UIターンの促進事業ということで、マイナスの663万2,000円ということで、人件費も含めて生山の定住促進団地の建築の補助金等の実績見込みによる減額。それと、タウンズネットの管理運営事務と

ということで、マイナスの3,000万円ちょうどということで、光化工事の実績見込みによる減額を予定しております。

民生費ですが、障がい者の自立支援制度運営事業ということで、マイナスの3,366万6,000円ということで、障がい者の自立支援事業の扶助費等の実績見込みによる減を見込んでおります。それぞれありますが、生活保護の扶助費のほうもマイナスの1,600万円ということで、実績見込みによる減を予定しております。

衛生費ですが、保健衛生一般事務ということで、プラスですが1,369万9,000円ということで、西部広域の行政管理組合負担金の実績の見込みによります増額を上げさせていただいております。また、予防衛生一般事業ということで、プラスですが、881万4,000円ということで、新型コロナワクチンの接種体制確保ということで、一般分につきましての費用をここに加えさせていただいてるという内容です。

次に、農林水産業ですが、農業後継者の育成対策事業ということで、マイナスの1,017万8,000円ということで、就農の条件整備補助金、あるいは対象事業費の実績見込みによる減を予定させてもらっております。21世紀の水田農業確立対策事業ということで、マイナスですが838万1,000円、がんばる農家プランだとか町産米の検査助成等の補助事業の実績見込みによります減額を予定させていただいております。国土調査事業ということで、プラスですが512万8,000円ということで、国の3次補正によりまして実施する事業費を見込んでおります。また、町造林事業ですが、683万1,000円ということで、町造林の請負事業の実績によります増額を見込ませていただいております。

商工費ですが、商工総務一般管理事務ということで、マイナスの700万ちょうどです。事業の関係の食のバザールだとか昭和の名車等の事業の中止に伴う減額を上げさせていただいております。それと、企業支援の対策事業ということで、マイナスですが2,688万円ということで、事業者の緊急応援金だとかコロナの経済対策で行いましたお買物券だとか、お食事券等の実績見込みによります減額を予定しております。

土木費ですが、道路維持管理事業ということで、マイナスですが1,006万6,000円ということで、事業費の実績減額を見込ませていただいております。

消防費ですが、消防対策事業ということで、マイナスですが666万9,000円ということで、避難所の改修だとか除雪機械購入の補助金等の実績見込みによります減額です。

教育費ですが、学校管理運営事務の小学校及び中学校ですが、それぞれですがマイナスの120万、あるいはマイナスの298万8,000円ですが、いわゆる学校施設の消毒作業の委託料をしていただきましたけど、その実績見込みによります減額を上げさせていただいております。生涯教育の総合推進事業ということで、133万8,000円の減額を上げさせてもらっておりますが、人件費及び婚活事業等の実績による減額でございます。

災害復旧費ですが、林道災害及び公共土木施設災害復旧事業ですが、いずれもマイナスの500万、マイナスの900万という数字につきましては、事業の実施なしの見込みによりまして皆減をさせていただいております。

以上で一般会計を終わります。

続きまして、議案第16号ということで、令和2年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）でございます。歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ3,174万5,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,595万5,000円とする内容でございます。

主な補正の内容ですが、歳入のほうですが、県の支出金ということで、マイナスですが、3,142万7,000円ということで、日南病院会計への繰出金の減額に伴う減額を行っております。

歳出のほうですが、病院運営整備事業ということで、3,142万7,000円の減額でございます。日南病院会計への繰出金の実績見込みによりまして減額でございます。説明は以上です。

次行きます、議案第17号、令和2年度日南町介護保険特別会計補正予算（第4号）でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,328万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,063万2,000円とする内容でございます。

主な補正の歳入部門ですが、保険料としまして1,526万円の増を見込んでおります。実績によりまして保険料の増額でございます。国庫支出金につきましては、1,448万7,000円のマイナスです。実績見込みによりまして介護給付費の負担金、あるいは調整交付金等の減額が内容でございます。支払い基金の交付金ですが、3,599万7,000円の減額でございます。実績見込みによりまして介護給付費の交付金、あるいは地域支援事業の交付金の減を見込んでおります。

県の支出金として830万9,000円の減額でございます。実績見込みによりまして介護給付費の負担金等の減額が主な内容でございます。なお、繰越金として1,696万2,000円の増を見込んでおります。前年度の繰越金の増額分であります。

一方、歳出のほうですが、基本的には実績見込みによりまして減額でございますが、どういんでしょうか、保険給付費事務ということで、特に居宅介護サービスの給付金、あるいは施設介護のサービス給付金の減を見込んでおります。一方で、地域密着型の介護サービスの給付金につきましては、あるいは介護予防のサービスの給付費のほうが増額を見込んでございまして、それぞれ278万4,000円と319万3,000円を見込ませていただいております。

続きまして、議案第18号、令和2年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ285万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,842万円とする内容でございます。

ます。

主な補正の内容ですが、歳入ですが、繰入金として2,482万5,000円、日南福祉会からの負担金免除、起債償還分ですが、に伴います一般会計からの繰入金の増額の数字でございます。雑収入として、2,767万8,000円の減額、日南福祉会からの負担金の免除によります減額が内容でございます。

歳出ですが、居宅介護事業ということで、113万6,000円の減額、いわゆる福祉会のほうのW i - F i の整備事業の実績によります補助金の減額でございます。居宅介護支援事業につきましては172万1,000円の減額ですが、人件費等の実績の見込みによる減額の内容とさせていただきます。

続きまして、議案第19号、令和2年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ136万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,760万円とする内容でございます。

主な補正の内容でございますが、歳入につきましては、繰入金が136万9,000円の減額です。歳出の減額に伴いまして保険基盤安定繰入金の減によるものでございます。

歳出のほうですが、後期高齢者医療広域連合納付金の中が136万9,000円の減ということで、後期高齢者医療の広域連合への納付金の実績見込みによります減額という内容でございます。

続きまして、議案第20号、令和2年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,201万2,000円とする内容でございます。

主な補正の中の歳入でございますが、財産収入として3,000円、基金利子の収入の実績による増額でございます。

歳出のほうですが、再生可能エネルギー発電事業として3,000円、基金の利子の実績によります積立金の増額という内容でございます。

続きまして、議案第21号、令和2年度日南町簡易水道事業会計の補正予算（第3号）でございます。最初に、収益的収入及び支出のほうでございますが、簡易水道事業の収益全体としましては156万8,000円を見込ませていただいております。内訳としまして、営業収益として40万8,000円の増、営業外収益として116万の増という内容でございます。具体的な内容につきましては、給水の収益として40万円、いわゆる水道の使用料の調定見込みによる増額と合わせまして、消費税及び地方消費税の還付金ということで116万円を見込ませていただいております。令和元年度分の還付税の額が確定したことによります増でございます。

収益的支出のほうでございますが、簡易水道事業費用として、△ですが286万円を全体として補正とさせていただきますという内容です。内訳としまして、営業費用のほ

うが54万円の増、営業外の費用がマイナスの340万ちょうどを見込ませていただいております。

主な内容でございますが、原水及び浄水費としまして45万円、いわゆる電気料の精査によりまして増額を見込ませていただいております。あわせて支払い利息及び企業債の取扱諸費ということでマイナスの90万、償還金利子の利率の見直しによりまして減額でございます。あわせて消費税及び地方消費税でマイナスの250万を上げさせていただいております。令和元年度分の申告税の確定による減額です。

続きまして、資本的収入及び支出のほうでございますが、資本的収入の中の負担金ということで、マイナスの337万4,000円を上げさせていただいております。内容的には工事負担金ということの内容でございますが、いわゆる県営の圃場整備事業の白谷地区でございますが、計画変更に伴いまして、設計委託に関わります補償費の増額と、いわゆる工事補償費ですね、その皆減ということでマイナスの554万円、それと伴いまして、県工事に伴います多里地区簡易水道の配水管支障移転工事が確定になりましたので、その減額を含めましてマイナスの337万4,000円を収入として減額しております。

一方、資本的支出のほうですが、合計としましてマイナスの780万7,000円を見込んでいます。内訳として、建設改良のほうで817万4,000円の減額、企業債の償還につきましては増額の36万7,000円を見込ませていただいております。具体的な内容につきましては、先ほどの歳入のほうで申し上げましたので、そういった内容に伴います内容です。一方、企業債の償還金の36万7,000円につきましては、償還金の元金が増額という内容でございます。

続きまして、議案第22号、令和2年度日南町下水道事業会計の補正予算でございます。収益的収入及び支出のほうでございますが、全体としての下水道事業収益のほうで、補正額は74万9,000円を上げさせていただいております。内容的には下水道の使用料というところが見込めるということでの内容で、68万2,000円を見込ませていただいております。あわせて、消費税と地方消費税の還付金ということで6万4,000円、確定申告によりまして還付税額が発生したという内容でございます。

収益的の支出のほうですが、下水道事業の費用ということで、全体で570万3,000円の減額をさせていただいております。内容でございますが、基本的には、処理場費として浄化槽の汚泥処分の委託料の精査による減額が70万円あります。また、消費税及び地方消費税のほうでマイナスの510万円、先ほど申しました確定申告によりまして内容でございます。

続きまして、資本的収入及び支出のほうでございますが、資本的収入につきましては全体として172万2,000円の減額をしております。内容としましてですが、収入のほうですので、建設改良費のほうでマイナスの50万円ということで、浄化槽整備事業の確定によりまして財源の減、それと、受益者負担金ということで114万8,000円を

減額しております。実績等によります減額でございます。

資本的支出のほうでございますが、全体とすれば353万6,000円の減額を計上させていただいております。内容的には、管路建設改良ということで250万の減額です。県の工事に係ります支障移転工事ということが実施がなかったということによります委託料及び工事請負費の減額をさせていただいております。処理場の建設改良費として103万6,000円の減額ということで、浄化槽の設備の事業費の確定によります不用額の減額という内容でございます。

続きまして、議案第23号、令和2年度日南町病院事業会計補正予算（第5号）でございます。最初に、収益的収入と支出のほうの中の病院事業収入ですが、今回、補正額全体で126万3,000円を見込ませていただいております。内容ですが、他会計負担金の交付税の増によります内容と繰入れ基準額の減によります減額というものでございます。なお、12月補正にて議決済みの国保の特別交付金ですが、緊急受入れ事業という内容ですが、その増額と追加申請によります増額を見込ませていただいております。最終的には他会計負担金のほうの増も見込ませていただいております。

病院事業費用のほうですが、同額の126万3,000円の増を計上させていただいております。内容ですが、新型コロナウイルス感染症の診療材料等の費用の増額と発熱外来診察用のコンテナ賃借料の増額を見込ませていただいております。

資本的収入及び支出のほうでございますが、まず資本的収入のほうですが、総額で3,372万4,000円の減額を予定させていただいております。主な内容ですが、国保の補助金申請によります増額と、12月補正予算で議決済みの電子カルテのシステムですが、この補助金の金額の申請延期によります減額、それと、二酸化炭素排出抑制対策事業費等の補助金の増額、発熱外来の診察室の工事の実績による他会計の補助金の減額というような内容でございます。

資本的支出のほうですが、マイナスの162万円ちょうどです。内容としましては、発熱外来の設計監理委託料の増額の補正と併せて、建設改良費のほうの入札残によります工事請負費の減額がありましたので、そういった内容を計上させていただいております。

以上長々と申し上げましたが、補正予算のほうの説明を終わります。よろしく願います。

○議長（山本 芳昭君） 木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君） 失礼いたします。私のほうからは、議案第15号、日南町一般会計補正予算（第12号）につきまして若干追加の説明をいたします。

予算書の第2条、繰越明許費につきましては、予算書ファイルの6ページのほうに一覧表を掲載をしておりますが、本日タブレットの資料で、議案第15号資料ということで別途一覧表をつけております。こちらのほうには詳細の事業名または負担行為の有無、契約日なり完成予定日ということで、事業の進捗予定等を入れておりますので、御確認

をいただきたいというふうに思います。令和2年度から3年度に明許繰越しをお願いするものは総額で4億6,077万6,000円という確定金額になってございます。よろしくお願いいたします。

また、第3条は地方債の補正でございます。予算書ファイルの7ページのほうに記載してございます。災害復旧事業、過疎対策事業、過疎地域自立促進特別事業、臨時財政対策債、それぞれにつきまして限度額を変更するものでございます。事業実績に基づき主に減額の補正をするものでございます。内容につきましては御確認をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時からといたします。

午後0時03分休憩

午後1時00分再開

○議長（山本 芳昭君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これより各案に対する質疑を許します。質疑は議案ごとに行います。

まず、議案第15号、令和2年度日南町一般会計補正予算（第12号）から質疑を行います。

初めに、歳入全体、繰越明許費、地方債についての質疑を許します。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君） 歳入で、地方交付税の補正が出てます。これは2億3,500万の補正になっていますが、これは当初予算では普通交付税が25億と特別交付税が3億5,000万という予算を立てていられますが、最終的に特別交付税も含めた金額なのでしょうか。確定、どのように、その交付税の根拠をお示しいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君） 歳入の交付税財源でございます。今回地方交付税として2億3,577万1,000円を増額補正をさせていただいておりますけども、こちらにつきましては、普通交付税の部分での確定通知をいただいた金額を今回補正をさせていただいております。

特別交付税につきましては、当初3億5,000万のままで今現在は留保しておりますが、例年でいいますと、3月定例会最終日前ぐらいに確定の通知があります。それをもって最終日補正を今年度もお願いをしようということで予定をしております。

○議長（山本 芳昭君） 8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君） ということは、いつも3月定例会の最終日前後に補正をされるわけですけども、特別交付税は、特に今年は大雪が降って除雪対策等にもお金が要るとるわけだけども、当初予算では3億5,000万組んでいられますけども、見込み

としては何か資料が手持ちにあれば教えていただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。

あともう1点、2億3,500万の普通交付税を今は増額補正されたところの根拠となる資料があればお示しいただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君） 普通交付税の決定通知につきましては後刻またお示しをさせていただきますというふうに思います。

特別交付税につきましては、例年でいいますと、最終3月で4億を少し超えるぐらいをいただければ例年どおりの数字かなというふうには考えておりますけども、こちらにつきましては増える根拠も減る根拠も今のところはございません。全国的な配分の中で、幾らに決定されるかについてはまだ推計はできないところでございます。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 第3表、地方債の補正について伺います。過疎地域自立促進特別事業でございまして、補正前1億5,260万円を限度額、それが、このたび9,040万円を限度額というふうに、かなりの、6,000万ほど落ちております。このいわゆる過疎債の使い方、充当の仕方についての、今回いろいろといろんな事業が出てますけれども、ただ単に事業の実績による減額なのか、あるいは過疎債の上限額、枠がいっぱいになったのか、そこら辺りについての考え方を伺いたしたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君） 第3表、地方債の補正でございまして、過疎地域自立促進特別事業、いわゆる過疎のソフトにつきましては、議員御指摘のとおり、いわゆる過疎ソフト枠が上限に達して、9,000万から上には交付が受けられないということでございます。1億5,000万というところで、要求枠の中ではありましたけども、全体的な配分枠の中でこれだけしかいただけないということで、今後このような状態が続くようでしたら、いわゆる過疎のソフトでいろいろきめ細やかな事業にも対応してるわけですけども、こちらについても事業の在り方を今後考えていかなければいけないようなことになるかもしれないと、若干は危惧をしておるところでございます。

○議長（山本 芳昭君） 9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君） まず歳入で伺いますけど、新型コロナウイルスの臨時交付金、国から来ておりますけども、予算現額が3億4,000万に対して、補正後が2億7,800万ということになります。予算を計上される段階で国から内示をもってされたと思っておりますけども、実際の交付が6,000万減ってきております。国が一方的に配分を計算をされての交付ということですけども、当初の内示から実際の交付がこれだけ下がったということについて、国からの説明というのはどういうふうな説明があったでしょうか。どういうふうな内容があったのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君） コロナの臨時交付金の1次、2次の合計額が御指摘のとおり

り2億7,700万ということで、こちらについては当初からのこの金額の内示です。予算計上としては全体的にクッションの意味も含めて3億からの予算をつくっておりますけども、対象となる交付金は当初から2億7,700万という枠で配分なり通知もいただいております。

○議長（山本 芳昭君） 9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君） そうすると、予算の計上の見積りが過大だったということですね。

それと、繰越明許費について質問いたしますけども、いわゆる林業総合センターの補助金が繰越しになっております。昨年3月に森林組合に移管をして、森林組合のほうで改修工事をしていただくための予算を900万つけておりますけども、その後の経過ですね、もう丸1年たつわけですけども、移管、いわゆる譲渡の契約の状況、あるいは改修工事の事業者、森林組合側の取組状況について説明をいただきたい。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 林業構造改善施設の繰越事業につきましては、議会のほうで財産処分の議決をいただいて、10月に補助金という格好でこの予算のほうは用意しておりましたので、補助金の交付決定のほうをしております。10月に交付決定しまして、それから、改修の工事のほうに今現在入られておまして、改修の工事が水回りの関係のトイレであったりというところが大きな改修の部分になっておまして、現在取りかかっておられるんですけども、資材のほうの調達等に時間を要しておられたりということがありまして、年度内に完成が難しいということで、今回は繰越しをさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（山本 芳昭君） 9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君） 今、10月に譲渡の契約はされたということでもありますけども、半年以上かかっているという実態ですよ。なぜもっと早くできなかったのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 10月になってしまった経過というのは農林課としても事務の遅延ということは否めない部分があります。森林組合との協議の中で、既に設計等については入られてはおられたんですけども、実際にやられる段になる前に、なかなか調整等に時間を要してしまいまして、お渡しするということは決めてはおったんですけども、実際書類のやり取りというものが半年かけてしまったということは、農林課としても今繰越しになってしまっているということにつきまして事務の遅延があったというふうには思っております。

○議長（山本 芳昭君） よろしいですか。

次に、令和2年度補正予算説明附属資料に沿って、各課ごとに質疑を許します。ファイルをお開きください。

初めに、2 ページ上段、議会事務局について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、2 ページ下段から4 ページ上段、総務課について質疑を許します。

8 番、久代安敏議員。

○議員（8 番 久代 安敏君） タブレットの2 ページ、除雪機の購入補助金で、昨年度から始まった制度なんですけども、減額補正をしておられますけども、今現在町内の各自治会で何台、この補助金制度を使って導入されているかという実績をお知らせください。

○議長（山本 芳昭君） 木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君） 除雪機の導入助成事業ですけども、令和元年度から実施をして、令和2 年度で2 年目ということです。申し訳ありません、元年度分の台数の実績を今手元に持っておりません。含めて資料提出をさせていただきたいと思っておりますけども、2 年度分は決算見込みとして、今6 自治会、6 地区から申請をいただいて、交付をする予定でございます。新年度予算にも最終年度、3 年目として3 台の予算枠をお願いをしておるところでございます。引き続き取り組みたいと思っております。

○議長（山本 芳昭君） 次に、4 ページ下段から7 ページ上段、企画課について質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、7 ページ下段から9 ページ上段、住民課について質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、9 ページ下段から17 ページ、福祉保健課について質疑を許します。

3 番、岡本健三議員。

○議員（3 番 岡本 健三君） 16 ページ、ああそうか、まだか。

○議長（山本 芳昭君） 16 ページ、いいです。

○議員（3 番 岡本 健三君） いいですか、ごめんなさい。予防衛生一般事業で2 番目に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業ということで、いろいろ国の状況も計画も変わってきてるところですので、改めて町としてどういう接種体制、接種計画で行うのかということをお教えください。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡邊 輝紀君） 接種体制についてでございますが、当初個別接種というような形で事業のほう動きかけておりました。その後、県等の指示もございまして、集団接種という形で、現在日南町におきましては日南病院で集団接種をするというような予定にしております。まだ医療従事者等、町内については始まってない部分ではござ

いますが、これから接種に向けまして、高齢者をまず最初にとということで、現在の予定でありますと4月の下旬頃から高齢者の接種が始まるというような予定でございます。

なお、これにつきましてはまだはっきりとした配分といいますのが、現在1,000回分、約500人分が、500人の2回分の接種というワクチンの供給しか分かってないというような状況でして、今後につきましては、またこれから県あるいは国の情報を集めながら進めていくというような形になろうかというふうに思います。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 高齢者等タクシー助成事業でございます。この中で財源、先ほど総務課長にお尋ねしました例の過疎債ソフトということで、当初1,060万円が見込まれておりました、それが過疎債の上限の枠ということで全部減額になりまして、このたび、代わりに県の新たな地域交通体系構築支援補助金、新たに助成対象ということで250万円が県支出金で組まれております。そして、一般財源、以前はゼロだったんですけれども、560万円が一般財源で支出するという補正でございます。この新たな県の補助金、これの上限の額、あるいはその対象とするものがどういうものなのかという、この補助事業のちょっと説明のほうをお願いしたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡邊 輝紀君） すみません、ちょっと上限額等につきまして詳しい資料のほう、また再度提出のほうさせていただきたいというふうに思います。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） ここは250万しか県の補助金見込んでないんですけども、県との調整もあるんかもしれませんけども、その上限額とか、そういう部分しっかり取れるようであれば、全額をとかいうことができればお願いしたいなと思っております。詳しいまた要綱等教えていただきたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君） すみません、先ほどの16ページの続きで、医療従事者の方とか、会計年度任用職員の方の確保の状況を教えてください。その接種に必要な医療従事者、日南病院に今おられる先生方で十分できるという、そういう感じなんですか。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡邊 輝紀君） 接種体制につきましては、まだ最終的な判断、結論には至っておらないところではございますが、基本、土曜日、日曜日を接種日といたしまして、医師のほうは2名体制、それぞれの日が2名体制ということで実施をしていくというような状況ではございます。現在のところ接種の医師の確保についてはできてるというような状況です。ただ、会計年度任用職員につきましては、現在、これから高齢者向けクーポン等の発送がございます。これの準備ができ次第、事務補助というような形をお願いしたいというふうに考えております。

○議長（山本 芳昭君） 8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君） 13ページの下段の生活保護扶助費が1,600万円の減額になってますよね。この減額になった理由と、今回コロナの関係等があって申請があったかとは思いますが、その辺の状況について、減額理由と、かなりの金額の減額ですのでその根拠をちょっと示していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡邊 輝紀君） 扶助費についての大きな原因といたしましては、医療費の扶助の支出が少なかったということで、これが一番大きな原因かというふうに考えております。

それから、このコロナ禍の中でということで、保護の申請につきましては、ちょっと感じるそこではございますが、あまりコロナの影響を受けて申請された方っていうのは少ないのかなというふうに考えております。例年の申請される内容と似通ってるところであるかなというふうな感覚を持っております。

○議長（山本 芳昭君） そうしますと、次に、18ページ上段、保育園について質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、18ページ下段から26ページ、農林課について質疑を許します。

6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 農業総務一般事務でございます。鳥獣被害対策実施隊員が自己都合により5月末をもって退職したため、不用となった給料や活動費について減額するとありますが、5月末ということで、2年度っていうのはまだまだそこから先長かったわけでございますけれども、退職の後の新しい隊員の補充ということはどのように検討されましたでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 5月末に急でしたけど退職をすることになりまして、それ以降の隊員につきましては、日野郡3町で3名の隊員だったんですけども、ちょうど日野町もないということもありまして、募集のほうはかけましたけども、なかなか年度中途というところもありまして採用することはできず、基本的にはかけてはおりましたけども、気持ちの上ではもう3年度に向けて募集というような気持ちでおります。ですので2年度中には採用することはできず、3年度に新たに採用ということで今事務を進めております。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） いつも5月末ですよ。まだ半年以上も残ってる中で募集をかけられなかったかというのは何か矛盾を感じるわけでございますし、具体的にじゃあどのような募集をされておりましたでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 従来のホームページ等に上げてという程度で、特別変わったやり方はできず、特にコロナのこともありまして、東京や大阪のほうに出向いていって募集活動するということもできませんでしたし、ホームページ等で掲載というようなことしかできなかったというふうに思います。

○議長（山本 芳昭君） 7番、近藤仁志議員。

○議員（7番 近藤 仁志君） 22ページの多面的機能支払事業ですけど、多面的機能支払交付金が1,100万円の減額補正となっております。これ、かつて全町的にいろんな組織を統合して、何かな、弱小というかな、一部分しか取り組んでいない組織も取り組んでやるという方向性を示しておられましたけど、その取組内容について、進捗について、またこの2年度において変化がありましたらお教え願いたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 多面的機能支払交付金につきましては、広域化ということで進んでいたときもありまして、町内全域をとということもありましたけども、個々の活動主体のほうで、長寿命化、共同活動、農地維持といろいろと活動されまして、特に長寿命化のほうをやっていないところについてもありましたけども、新たに活動が切り替わるときにそこもされるということも増えてきまして、新たに広域化を広げることが2年度のうちにはできてないというのが現状です。引き続き、個々の活動の中でこの3つの活動をしていただけるようにというふうな推進もしたいとは思っておりますけども、2年度につきましては広域化がさらに広がったということはないということになっております。

○議長（山本 芳昭君） 7番、近藤仁志議員。

○議員（7番 近藤 仁志君） 広域化に取り組んでいたときもあったというような表現でしたけど、これが今現在ではもうされていないという、広域化の取組はどのような考えでおられるのか、再度お伺いします。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 広域化につきましては引き続き広域化のほうをしていきたいというふうには思っておりますけども、今は既存の取組の中で既にこの3つの活動をされているところにつきましては新たに広域化に入ってというメリットもなかなかないところもございまして、そういった活動が少ない地域に対してはそういった働きかけもしていきたいというふうには思っておりますけども、今現在3つの活動で完結ができているところにつきましては、引き続きその内容を維持していただきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 7番、近藤仁志議員。

○議員（7番 近藤 仁志君） それは、3つの取組をやっておられる組織にはそのメリットがないわけでありまして、それに取り組んでおられない方で、広域化に参加され

ていない組織というのは大体どれぐらいあるのか、もし把握されておられましたらお教え願いたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） すみません、そちらの資料ちょっと今手に持ち合わせておりませんので、また後で提出させていただきたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） ちょっと戻っていただきまして、18ページの農業後継者育成対策事業、こちらの中で、農業次世代人材投資資金でございます。225万円の減となっております。これはいわゆる新規就農の方々に給付金を出すというような事業だと思います。当初予算でやはりそこの誰々が該当になるというのはかなりシビアに精査するべき予算だったと思います。当初675万円あったわけですが、これに関しましては給付見込みであった方になぜ給付できなかったかということをやっと伺います。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 農業次世代人材投資資金につきましては当初4名で予算化をしておりました。4名で令和2年度も農業のほう頑張っていたかというつもりでございましたが、1名の方が体調を崩されまして、どうしても農業を続けることができないというところで病院にかかり、医師の診断等もあり、離農を余儀なくされてしまいました、1名分のところが支給ができなかったという実績になっております。

○議長（山本 芳昭君） 7番、近藤仁志議員。

○議員（7番 近藤 仁志君） 26ページの林業成長産業化の中の減額ですけど、木製遊具、木のおもちゃ、木育広場の製作とか委託業務があります、と併せて不在存地主のありますけど、この前段の木の遊具、木のおもちゃの製作、木育広場委託、この実績どのような形でやられたのか。この400万の中の減額の中の内訳、もし分かりましたらお教え願いたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） この林業成長産業化地域創出モデル事業につきましては、1,000万円の10分の10のソフト事業ということで予算を組んでおりました。最終的に交付金の額が625万ということで確定しまして、当初1,000万組んでたものについて375万につきましては、今年度事業を実施することについて一般財源等で行うということはやめまして、次年度以降に送るという判断をしております。

今年度、実施しましたモデル事業の中のソフト事業としましては、不在村地主の事業、それとFSCの流通拡大事業としまして、不燃のLVLの開発とそれとDWファイバーの市場調査という内容をさせていただいて、なおかつ言われてました遊具とか施設の木質化のものにつきましては、その一部、当初400万だったかと思いますが、そのうち30万を使いまして、森林プログラムの作成をしております。以上、実績として報

告させていただきます。

○議長（山本 芳昭君） 次に、27ページから33ページ上段、建設課について質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、33ページ下段から36ページ、教育課について質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 議案第15号、令和2年度日南町一般会計補正予算（第12号）について、質疑漏れはありますか。8番。（「全体でいいの」と呼ぶ者あり）全体で、はい。質疑漏れです。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君） 全体として、減額補正額が2億5,653万5,000円となっていますよね。ほとんどの事業がマイナス、三角印がついた事業が圧倒的に多いわけなんですけども、今回、予算の減額補正ということなんですけども、これは事業が本当に推進できなかったことによるとすれば問題があると思うけども、予算の立て方にも一定の原因もあったのかということも含めて、補正額2億5,600万の一般会計減額全体をどのように総務課長が感じていただけるのかということについて、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（山本 芳昭君） 木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君） 御質問の件でございますけども、一般会計全体にわたって一概にこういう課題があるっていうふうなことはなかなか説明がしにくい部分でございます。一件一件当初予算から最終補正までしっかり積み上げたもので事業執行を予定しておったわけなんですけども、当然実績によって変わってくるものもありません。

積算が甘かったというものはなかつもりであります。実績によって最終的には減額は生じたというふうに結果としては考えております。すみません、以上です。

○議長（山本 芳昭君） 以上で、議案第15号の質疑を終わります。

ただいまのところまでで資料の提出ということで2件ございました。

福祉保健課におきましては、高齢者タクシー事業の関係で県の補助金の資料提出ということをお願いしておりますが、これについては今日中に、明日採決ですので、今日中にお願いしますし、農林課におかれましては、今取り組んでおられないところの数をということですので、今日中に資料の提供をお願いいたします。総務課長におかれましては、普通交付税の決定についての資料を……（「除雪機の」と呼ぶ者あり）あ、除雪機の、それも今日中に資料の提出をお願いいたします。

4件資料提供をお願いいたします。

次に、令和2年度補正予算説明附属資料ファイル37ページ。

議案第16号、令和2年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の質疑を

許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、38ページから39ページ上段、議案第17号、令和2年度日南町介護保険特別会計補正予算（第4号）の質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、39ページ下段、議案第18号、令和2年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）の質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、40ページ、議案第19号、令和2年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、補正予算説明附属資料への記載はございませんが、議案第20号、令和2年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計法制予算（第1号）の質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、41ページ、議案第21号、令和2年度日南町簡易水道事会計補正予算（第3号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、42ページ、議案第22号、令和2年度日南町下水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、43ページ、議案第23号、令和2年度日南町病院事業会計補正予算（第5号）の質疑を許します。

1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君） 病院の事業の中の下段のほうですが、二酸化炭素排出抑制対策事業費等の補助金ということで29万6,000円。これは当初予算では浄化槽改修工事で700万上がりますが、300万の環境省の補助金ということですが、29万6,000円というのは残った金なのか、追加なのかを教えてください。事業は終わってるわけですよね。工事は、どうなんですか。

○議長（山本 芳昭君） 福家病院事務部長。

○病院事務部長（福家 寿樹君） 申し上げます。当初の予算よりも若干ちょっと不足分が出ておりまして、その部分の金額を計上しております。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君） ということは、当初予算、この工事では702万6,000円ですが、幾らになったんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 福家病院事務部長。

○病院事務部長（福家 寿樹君） 申し訳ございません。今、ここにちょっと資料ございませんので、報告させていただきます。

○議長（山本 芳昭君） 後ほど資料ということで、じゃあ、これも本日中に資料をお願いいたします。

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 議案第15号から議案第23号について、質疑漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で、補正予算関係9議案の質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第15号から議案第23号までの補正予算関係9議案は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号から議案第23号までの9議案は、質疑までにとどめることに決定しました。

日程第25 議案第24号 から 日程第33 議案第32号

○議長（山本 芳昭君） タブレットの令和3年度予算書ファイルをお開きください。

日程第25、議案第24号、令和3年度日南町一般会計予算、日程第26、議案第25号、令和3年度日南町国民健康保険特別会計予算、日程第27、議案第26号、令和3年度日南町介護保険特別会計予算、日程第28、議案第27号、令和3年度日南町介護サービス事業特別会計予算、日程第29、議案第28号、令和3年度日南町後期高齢者医療特別会計予算、日程第30、議案第29号、令和3年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算、日程第31、議案第30号、令和3年度日南町簡易水道事業会計予算、日程第32、議案第31号、令和3年度日南町下水道事業会計予算、日程第33、議案第32号、令和3年度日南町病院事業会計予算、以上、令和3年度予算関係9議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 説明に入らせていただく前に、ちょっと私、午前中の説明の中で一部誤りがありましたので、訂正とおわびを申し上げたいと思います。内容についてでございますが、議案第8号の日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正というところの中で、最後の項ですが、施行期日のほうを私のほうが、令和3年4月1日からということで説明させていただきましたが、正しくは公布の日からというのが正しいという内容でございますので。なお、皆さん方のファイルの中にはそ

の旨書いてありますので、修正していただくことはありませんけれども、私のほうからの説明が誤ってたということでもありますので、おわびを申し上げますとともに訂正のほうをお願いを申し上げたいというふうに思っています。

そうしますと、私のほうから議案第24号、令和3年度日南町の一般会計予算というところで、以下、進めさせていただきたいと思いますが、私のほうからはおおむねの概要のほうで、金額のほうの説明をさせていただければというふうに思います。

一般会計のほうでございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、64億8,549万3,000円と定めさせていただきたいというふうに思っております。なお、債務負担行為及び地方債につきましては、後ほど説明のほうをさせていただきますが、内容ですが、先ほど申し上げましたように、令和3年度につきましては、64億8,549万3,000円で、前年度との比較ということで、前年度よりも2億1,650万3,000円の減ということで、比率で申し上げますと、マイナスの3.2%の数字となります。

続きまして、議案第25号、令和3年度日南町国民健康保険特別会計予算でございますが、事業会計の歳入歳出の予算の総額ですが、歳入歳出それぞれ6億4,070万2,000円と定めさせていただきたいという内容でございます。対前年度比較ということでありますが、1,333万6,000円の減ということで、マイナスの2%という比率でございます。

続きまして、議案第26号、令和3年度日南町介護保険特別会計予算でございますが、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億9,773万1,000円という金額とさせていただきたいという内容でございます。対前年度比ですが、3,828万2,000円の減額ということでありまして、率で申し上げますと、4.1%の減という内容でございます。

続きまして、議案第27号、令和3年度日南町介護サービス事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,467万3,000円とする内容でございます。対前年度との比較でございますが、1,011万9,000円の減額ということで、15.6%の減という内容でございます。

続きまして、議案第28号、令和3年度日南町後期高齢者医療特別会計予算でございますが、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,337万円と定める内容でございます。対前年度比較でございますが、471万5,000円の減、ということでありまして、マイナスの4.8%の減でございます。

続きまして、議案第29号、令和3年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,200万6,000円と定めるものでございます。対前年度比ですが、3,000円の減ということで、昨年並みということでございます。

議案第30号ですが、令和3年度日南町簡易水道事業会計予算でございますが、最初に予定量のほうの若干の御説明ですが、給水戸数が1,792戸ということで、年間の総

給水量が3億6,600万立米余りです。1日平均でいきますと、おおむね1,005立米という状況であります。（「36万、年間総給水量」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、36万6,000ですね。36万7,000余りの立米でございます。失礼しました。収益的収入支出のほうでございますが、収益のほうが1億6,787万5,000円、支出のほう1億4,256万3,000円。資本的収入支出のほうでございますが、収入はないのか。支出のほう、8,805万円でございます。いわゆる収入と支出の差額の予定につきましては、過年度の留保資金のほうからの補填をという形で整理をしております。全体で申し上げますと、本年度が2億3,061万3,000円という内容でありまして、対前年度比で申し上げますと、1,667万7,000円の増という内容でございます。7.8%の伸び率ということでございます。

続きまして、議案第31号、令和3年度日南町下水道事業会計予算でございますが、業務量としましては、処理戸数が1,648戸ということで、年間総処理量ですが、34万4,000余りの立米と1日当たりの処理量で申し上げますと、944立米というような業務量の内容でございます。収益的収入支出でございますが、収入のほう1億7,961万6,000円、支出のほう1億5,911万5,000円ということでありまして。資本的収入は1,960万4,000円、支出のほう9,322万9,000円というものでございます。合計で申し上げますと、当初予算ですが、2億5,234万4,000円ということで、対前年度で申し上げますと、457万4,000円の減という内容で、1.8%の減の予算の内容となっております。

続きまして、議案第32号、令和3年度日南病院事業会計予算でございますが、業務量としましては、病床数が99床、年間の患者数で申し上げますと、入院が2万419人、外来が2万5,334人を予定をしておるところでございます。1日平均患者数で申し上げますと、入院のほう55.9人、外来が105.7人という見込みをさせていただいております。収益的収入と支出のほうですが、病院事業収益のほう12億432万1,000円、支出の病院事業費用でございますが、12億432万1,000円ということで同額でございます。資本的収入のほうですが、収入のほう1,200万円ちょうど、支出のほう8,906万2,000円という数字を見込ませていただいております。合計で申し上げますと、当初予算額ですが、12億9,338万3,000円ということで、対前年度比から申し上げますと、2億5,794万6,000円の減という数字になっておりまして、率で申し上げますと、16.6%の減の内容となっております。

私のほうからは本当に概要というところで御説明させていただきましたけど、さらなる説明につきましては、副町長及び課長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 丸山副町長。

○副町長（丸山 悟君） 失礼いたします。令和3年度の当初予算につきまして、私からは令和3年度日南町予算参考資料という欄、タブレットに資料があると思っておりますけど

も、それに基づきまして概要を説明をさせていただきたいと思います。なお、タブレットの2ページでありますけども、これが表になりますけども、下段の表示でページが説明してあると思います。これが1ページになると思いますけども、説明のほうは、そのタブレットではなくて、資料のページで説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、最初に訂正のお願いをしたいと思います。中段よりちょっと上で、13行でありますけども、そこに地方譲与税というところがあると思いますけども、それから一、二、三行下がった16行目でありますけども、「千円の大幅な減額を見込みました。特別分については、前年度と同額の35,000千円」としておりますけども、これ3億5,000万、ゼロが不足しておりますので、3億5,000万に訂正をお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

そうしますと、令和2年の11月から、予算編成方針これまでも説明がありましたけども、予算編成事務を11月から始めまして、本日に至っておるところであります。令和3年度一般会計の当初予算は、64億8,549万3,000円で対前年度3.2%、2億1,650万3,000円の減額としております。なお、このページの4ページに歳入の状況及び9ページに前年度予算の比較を参考に見ていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。その説明をしてまいります。

歳入では、町税は総額4億5,066万1,000円で対前年度4.1%、1,794万1,000円の増収を見込みましたけども、町民税のうち個人町民税は終息の見えない新型コロナウイルス感染症による町民所得への影響を鑑みまして、前年度550万9,000円の減収を見込んでいるところでもあります。一方、固定資産税につきましては、令和2年度分の納税を次年度に繰り延べた法人償却資産分の納付等を見込むことで対前年度2,046万円の増収を見込んでいるところでもあります。地方贈与税のうち、森林環境譲与税は前年度と同額の5,702万4,000円を地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税は微減を見込んでおるところであります。地方交付税のうち普通分は、令和2年度に実施された国勢調査、県の推計値でありますけども、大体4,200人前後になると思いますけども、が主な算定基礎として用いられることから前年度1億3,000万の大幅な減額を見込んでおるところであります。特別分につきましては、前年度と同額の3,500万と書いておりますけども、3億5,000万の基本ルール分を見込んだ結果、普通交付税は23億7,000万円、特別交付税は3億5,000万円の総額27億2,000万円、対前年度では4.6%、1億3,000万円の減額を計上しているところでもあります。依存財源となる国庫支出金はCATVの施設、FTTH化事業をはじめ、補助対象となる普通建設事業費等の減額によりまして、21.0%減の5億1,309万7,000円としております。今年度は、当初予算に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（第3次分等）でありますけども、1億724万7,000円を計上しておるところであります。

県支出金につきましても、CATVのFTTH化事業に係る鳥取県超高速情報通信基盤整備補助金のほか、高性能林業機械導入の鳥取県林業再生事業補助金等の大型事業へ

の充当分は皆減となっておりますけども、国土調査補助金や林道改良事業費補助金は対象事業費に伴い、増額となることから総額は9億4,465万8,000円、対前年度13%の増額となっております。寄附金につきましては、ふるさと納税1億円を目指す計画のステップとして、目標寄附額6,000万円を計上して、さらなる推進を図るところであります。繰入金は、庁舎空調設備改修のための国庫補助裏に1億2,443万9,000円の公共施設と建設基金を、また病院運営には地域医療総合確保基金から9,000万円を繰り入れることとしておるところであります。町債につきましては、引き続き交付税算入率の高い有利な地方債を活用することとしておりますけども、大型事業の減少または予算規模の縮小によりまして総額7億210万円、対前年度31.4%の減額としております。一般財源扱いの臨時財政対策債は国の予算計上に基づきまして、対前年度104.8%の増、1億8,000万を計上しておるところであります。そうしまして、不足する一般財源につきましては、前年度の事業決算見込みから繰越金3,000万を計上し、財政調整基金から1億8,628万4,000円を繰り入れる予算としております。なお、引き続き国民健康保険税や水道料等は据え置きまして、体育施設使用料の無料化など町民の負担軽減に努めた予算としておるところであります。

次に、歳出でありますけども歳出については、5ページ、歳出の状況及び10ページ以降の前年度予算との比較等を参考にさせていただければと思いますので、よろしくお願ひします。議会費につきましては、対前年度で微減としております。また、監査事務局におきましては、予算執行における監査の充実に努める予算としておるところであります。総務費は、総額10億7,398万3,000円で、CATV施設、FTTH化工事の皆減に伴いまして、対前年度27.3%の大幅な減額としておるところであります。今年度は、庁舎の空調設備改修や分散勤務に対応するクライアント端末等の整備及び電算業務の効率化を目指したシンクライアント環境構築事業を実施することとしております。民生費につきましては、介護保険、介護サービス事業特別会計への繰り出しの減額が主な原因となります。対前年度0.8%の減額としております。新たな取組としましては、保育園で保護者への連絡手段の確保やコミュニケーションツールとしてアプリケーションの導入や福祉保健課では、妊婦や子育てに関する情報が入れられる子育て支援サービスアプリケーションの導入など、きめ細かな支援とサポートを図ることとしておるところであります。衛生費ですけども、対前年度7.8%の増で清掃センターの改修費を増額して、施設の延命化と機能回復を図りたいと思います。また、前年度の補正予算から継続して、新型コロナワクチンの接種体制確保事業に取り組む予算としておるところであります。

農林水産業費につきましては、総額13億7,057万7,000円で対前年度比3.5%の微増としております。引き続き、がんばる農家プラン支援事業や野菜等種苗費助成等を継続するとともに新たに農業法人に対する社会保険料の掛金の助成制度や農業者に対する収入保険制度を新設の予定であります。また、林業成長産業化モデル事業では、森

林の多面的機能を発揮させるために町内の法人が事業主体となります安定的な苗木生産を目指すコンテナ苗生産施設整備事業に支援を行うこととしております。商工費は総額1億4,688万7,000円で、持続が可能なまちづくりのため、地域内消費の拡大と地域経済活動の循環を目指した日南町キャッシュレスシステム導入事業に加えまして、町民が安心して時間を過ごすことができる公園の整備のため、菅沢のちびっこ王国改修事業等を実施することにより、対前年度71.6%の大幅な増額としております。土木費は、総額4億6,379万7,000円で、対前年度8.9%の増額としております。国の社会資本整備交付金等は年々減少傾向にありますけども、優先度を鑑みながら、引き続き町道や橋梁、河川、住宅等を住民生活に直結するライフラインの維持管理に努めるとしております。消防費ですけども、総額1億3,535万6,000円で、対前年度同規模の予算計上としておりますけども、年次計画による消防可搬ポンプや消火栓の更新に加え、除雪機械の導入の補助や自主避難所改修補助など、町民の暮らしと安心を守る取組は引き続き行うこととしておるところであります。

教育費につきましては、総額3億9,652万9,000円で対前年度1.8%の微増としております。町の宝である子供たちを地域全体で支え、育成する、地域とともにある学校づくり、コミュニティ・スクールを推進するため、組織体制の強化を図ることとしております。また、シンボルであるオオサンショウウオの生息分布及び環境調査に加え、下谷中山鉄山の遺産価値や将来に向けた活用の可能性を検証するため、文化財保護対策事業等にも力を注いでいくこととしております。災害復旧費は、引き続き万一の災害に備える対応とする予算としております。

特別会計におきましては、国民健康保険特別会計における国保税は据え置きまして、引き続き健診の受診率アップに向けた取組を行うこととしております。また、介護保険、介護サービス事業、後期高齢者医療特別会計においても被保険者が安心した生活を送れるような連合や事業体と連携して、安定運営に努めてまいることとしております。再生可能エネルギー発電事業会計は、新石見小水力発電所の安全かつ安定的な運営を目指した予算としております。簡易水道事業会計及び下水道事業会計は、公営企業会計法にのっとりまして、さらなる経営の安定化を目指すとともに病院事業会計については、引き続き医療従事者やスタッフの確保に努め、通常医療に加えて、PCR検査やコロナワクチンの接種などの対応等を地域医療の核として、サービスの向上に努める予算としております。以上を概要を申し上げたところであります。

あと、先ほども話があったように、3ページには日南町全体の会計の合計欄がありまして、99億6,031万5,000円で、全体的には、5%の減というところを示しております。4ページには歳入の先ほど申し上げたところが示してありますので、また構成比等々について見てやっていただきたいと思います。5ページには、歳出の目的別というところがありまして、これも先ほど申し上げたところが示してありますので、構成比等々について参考にしてやっていただきたいと思います。6ページには、

歳出の性質別を示しております。この部分についても、先ほど若干申し上げましたので、また参考にしていただきたいと思います。7ページは性質別の歳出明細でありますし、8ページにつきましては、予算の性質別、目的別の内訳を示しております。縦のほうは性質別で、横の欄に款別とありますけども、これが目的別のものであります。9ページ、10ページと歳入、歳出のそれぞれ明細を示しておりますので、見てやっていただきたいと思います。11ページにつきましては、性質別の歳出であります。12ページには予算の給与費の部分が、会計年度任用職員を除くところで示しておりますので、見てやっていただきたいと思います。13ページには、交付税と町債残高の推移、後段と14ページには普通会計、基金の状況を示しておるところでありますので、これも御参考にしてやっていただきたいと思います。15ページから16ページ、普通建設事業等の一覧表も示しておるところであります。最後に、16ページの下段には、過疎債ソフト事業というところで資料を提出しておりますので、以上、私からの説明は終わりたいと思いますけども、今後の審議の参考にしていただきたいと思います。

令和3年度当初予算の承認をいただきますようによろしく願いしまして、私からの説明を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本 芳昭君） 木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君） 失礼いたします。私のほうからは、議案第24号、令和3年度日南町一般会計予算について、若干追加の説明をさせていただきます。

本文第2条に記載がございます第2表、債務負担行為につきましては、予算書のファイルの7ページのほうに一覧表示をしております。御参考ください。また、第3条、地方債につきましては、同ファイルの8ページのほうに、こちらも起債の種別ごとに一覧表示をさせていただきます。御確認をいただきますよう、お願いいたします。また、令和3年度の新規事業につきましては、ファイル、それと紙ベースでも今回お渡ししております予算説明附属資料の一番最後尾、新規事業分ということで151ページから170ページ、20事業にわたり新規事業の説明書を添付させていただいております。説明については割愛いたします。各自御確認をいただきたいというふうに思います。また、本日の資料、本棚登録資料の最後から2番目にコロナ交付金事業として、今回の3次補正分の1億少しの額を当初予算の中で盛り込んでおります。当初予算で盛り込みましたコロナ関連事業につきましては、こちらを一覧表示をしたもので整理をしております。別途、また御確認をいただければというふうに思います。一般会計の予算につきましては、若干補足説明をいたしました。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 財原建設課長。

○建設課長（財原 積君） 私のほうからは、令和3年度予算書ファイルの189ページから御覧ください。

まず、最初に、議案第30号、令和3年度日南町簡易水道事業会計予算の見積書というところで資料を添付しております。町長のほうは、提案の総額を説明しておりますが、

主な具体的な金額等、明細等について、最初に収益的収支の収入のほうからです。営業収益としまして、水道使用料6,616万円を昨年から214万円の減額を見込んでおります。その他収益、35万8,000円、手数料と雑収益を見込みまして、営業収益は6,651万8,000円。

2番目に、営業外収益としまして、預金利息、一般会計からの業務費の繰入金1,182万5,000円、長期前受金戻入れ、資本費繰入れ収益としまして、一般会計からの公債費の繰入れ4,045万6,000円、それに雑収益6,000円を加えまして、営業外収益は、1億135万7,000円を見込んでおります。これに伴いまして、収益的簡易水道事業の収益の総額は、1億6,787万5,000円、前年から657万9,000円の増としております。190ページに支出のほうです。営業費用としまして、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、それと減価償却費としまして、9,397万円。明細は193ページの有形固定資産明細書のほうに明示しております。営業費用は、1億3,176万9,000円です。営業外費用としまして、企業債の利息償還金、それと消費税及び地方消費税の申告納税額を合わせまして1,073万4,000円。

3番目に特別損失としまして、6万円を合わせまして簡易水道事業の費用としましては、1億4,256万3,000円を見込んでおります。昨年から254万4,000円の減となっております。

次に、192ページ、資本的収支のほうです。資本的収支の収入としまして、先ほど町長は読み上げませんでした。収入としまして、県営圃場整備事業の工事補償金が852万2,000円あります。支出のほうは、水道改良事業費としまして、県営圃場整備事業に係る移転、補償工事が1,650万円。それと、企業債の償還金としまして、7,155万円、合わせまして8,805万円あります。これによります収入と支出の差は、資本的収入及び支出に不足します7,952万8,000円で過年度の損益勘定留保資金から補填するとしております。

続きまして、タブレットの213ページを御覧ください。

議案第31号、令和3年度日南町下水道事業会計予算の見積書をお示ししております。最初に、収益的収支の収入のほうです。下水道事業会計の営業収益は、下水道使用料7,500万円、昨年から18万9,000円の増で見積もっております。これにその他営業収益4万3,000円を加えまして、営業収益は7,504万3,000円。2つ目に、営業外収益としまして、預金利息、次に一般会計からの業務費繰入れ176万8,000円、長期前受金の戻入れ、それと資本費繰入れ収益として、一般会計から公債費の繰入れを7,220万9,000円、これに雑収益を加えまして、営業外収益は、1億457万3,000円、前年に比べまして、497万8,000円の減を見込んでおります。

次に、214ページの支出のほうです。営業費用としまして、ポンプ場費、処理場費、それと総係費、減価償却費としまして、7,014万1,000円。これの明細は予算書最終の218ページに有形固定資産明細書を添付しておりますので、御覧ください。営業

費用は、1億4,486万9,000円、これに営業外費用としまして、企業債の利息、それと消費税、地方消費税の510万円の納付予定を営業外費用1,404万6,000円、それと特別損失を20万円見込んだ総額、下水道事業費用は1億5,911万5,000円で、前年比980万4,000円の減となっております。

216ページに資本的収支を示しております。最初に、収入のほうですが、企業債1,140万円、これは浄化槽の整備、それと処理場等の整備分として600万円分を見込んでおります。これに他会計補助金、国県補助金、負担金、貸付金の償還金、これを加えて、資本的収入は、1,960万4,000円です。前年比600万円の増となっております。

217ページに支出のほうです。資本的支出の最初に、管路建設改良費としまして、集落排水等の移転等に備える費用としまして、委託料、工事請負費合わせて250万円を計上しております。処理場建設改良費は浄化槽の整備、それと処理場の機器更新合わせて1,482万円を見ております。これに企業債の償還金7,220万9,000円、それと集落排水等の融資の預託金として例年計上しております370万円を加えて、資本的支出は9,322万9,000円、前年比612万円の増を見ております。これに伴います資本的収支の不足する額、7,362万5,000円は過年度損益勘定留保資金で補填するということで予算を組み立てております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） 中曽病院事業管理者。

○病院事業管理者（中曽 森政君） 私のほうから、病院事業の新年度予算につきまして、町長説明に若干追加、補足説明をさせていただきたいと思っております。タブレット246ページ以下で御覧いただきたいと思っております。

ここから病院の主たる収益の金額が上がっておりますが、令和2年度の収益の状況は、コロナウイルス感染症の影響もあり、本年1月末で入院収益が対前年同月比で1.4%の減、外来収益は11.5%の減と実績ベースではなっております。例年ですと、新年度の入院外来収益の見込みは、編成年度の中途実績を基に比較的かたく見積もっていましたが、令和3年度の予算においては、患者数を令和元年度並みとして見込んでおります。また、介護サービス収益については、コロナ感染症の拡大によってショートステイなどを慎重に行ったことなども加味しながら、令和2年度実績を基礎として収益を見込んでいるところでございます。その結果、入院収益は2,150万3,000円の減、外来収益は836万7,000円の減、介護サービス収益は全体で608万1,000円の減となりました。地域包括ケア病床の見直し、地域連携室の充実やベッドコントロール機能の強化等を通じて、令和3年度の増益を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

病院事業費用のほうですが、まず、給与費についてでございます。看護職員が5名定年となり、新たに2名の採用予定としておるところです。そのほか、作業療法士、地域連携室に配置する社会福祉士、事務職員1名を追加して予算計上しておるところでございます。

います。経費の中の特徴的なところを申しますと、病院パンフレットや病院だよりの印刷費として122万円、現在行っております経営コンサルティングで動き出しているアクションプランをより確実にするためのアドバイス機能を継続するための委託料として、92万4,000円、新年度から導入が義務づけられておりますオンライン資格確認システム導入委託料165万円などを計上しておりますところでございます。資本的収支予算については、電子カルテの更新が終了することから大幅な減となっております。資本的収益では、企業債1,200万、支出のほうとしては、療養病棟のトイレ12基の更新117万7,000円、外来処置室への酸素吸引設備の新設149万2,000円、その他各種の医療機器を2,067万3,000円計上させていただいておりますところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） 以上で、提案説明を終了いたします。

お諮りします。ただいま、議題となっております議案第24号から議案第32号までの9議案は、審議の都合により、本日は提案説明までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号から議案第32号までの9議案は、本日は提案説明までにとどめることに決定しました。

○議長（山本 芳昭君） お諮りします。各議案とも熟読していただくため、本日は以上をもって会議を閉じ、散会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、これをもって会議を閉じ、散会とすることに決定しました。

ついては、3月3日の本会議は別に通知をしませんので、定刻までに御参集いただけますようお願いいたします。長時間お疲れさまでした。

午後2時26分散会
